

台湾情報誌

Sep
2025
9

Vol. 1014

交流

巻頭記事：台湾における選挙費用の公的助成
—候補者への助成はなぜ、どのように実現したのか—



台湾高校生日本留学事業第9期生の来日研修を実施しました

公益財団法人 日本台湾交流協会
Japan-Taiwan Exchange Association

目次

台湾における選挙費用の公的助成

―候補者への助成はなぜ、どのように実現したのか―

松本充豊 1

日本との比較で学ぶ台湾入門（9）

女性の政治参画とジェンダーギャップ1

陳建仁、北村亘 8

サイエンスパークを核とした台湾半導体産業の発展と日本への示唆

後藤明 13

台湾の素晴らしい自然・文化資源を知っていただくために

八田修一 20

令和7年春の外国人叙勲における台湾の受章者 26

日本台湾交流協会事業月間報告（8月実施分） 28

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

日本台湾交流協会について

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員も多くも国等からの出向者が勤めています。

表紙写真

8月17日（日）、台湾高校生日本留学事業第9期生13名が来日し、20日（水）までの4日間、当協会東京本部にて来日研修を行いました。研修期間中は、留学生活に関する講義や防犯講習等を受講したほか、駐日台北経済文化代表事務所への表敬訪問を行いました。

研修終了後、21日（木）に各受入校の関係者と留学生の顔合わせ（対面式）を行い、それぞれの留学先に向けて元気に出発しました。これから11ヶ月間、日本の高校生と交流を深め、各自が立てた目標の達成に向けて一生懸命取り組んでくれることを期待しています。

維持会員制度について

公益財団法人である当協会では、事業に要する資金の一部を民間資金により補っております。このため設立当初より「維持会員」制度を設け、台湾へ進出して現地の工場、営業所または出張所に駐在員を派遣している企業、台湾と取引関係を有する企業、のほか台湾に関心を有する企業、団体等にご加入のご協力をお願いしております。

加入いただきました会員の皆様には、台湾の経済開発、市場動向等についての最新情報を提供するため、当協会の会報「交流」（最新台湾経済等の情報、月1回発行）のほか、「台湾の経済DATABOOK」等の各種刊行物、資料を発行・送付しております。また、会員の皆様向けに当協会台北事務所長による台湾情勢に関する「維持会員報告会」を東京において年1回無料で開催している他、「台湾情勢セミナー」を年間数回無料で開催しております。さらに、貿易投資アドバイザーによる相談窓口も設けております。

【維持会員の特典】

- 各種刊行物、資料の提供
以下の出版物等を随時提供いたします。
・台湾情報誌「交流」（月1回発行）
・台湾の経済DATA BOOK（年1回）
・委託調査（毎年テーマを選定して調査を実施し、報告書として取りまとめたもの）
・その他知財等の調査資料
- 台湾情勢に関する維持会員報告会御出席
台北事務所長が台湾情勢について報告いたします。
- 台湾情勢セミナー御出席
台湾の経済産業界の方々を講師として年に数回開催いたします。
- 貿易相談窓口のご利用
貿易投資アドバイザーによる相談窓口を設けております。本制度に関するご照会、加入お申込みについては「公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 総務部 庶務室」までご連絡ください。

維持会費 1口につき年間12万円

交流

2025年9月 vol.1014

2025年9月25日 発行

編集・発行人：花木 出

発行所：郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部

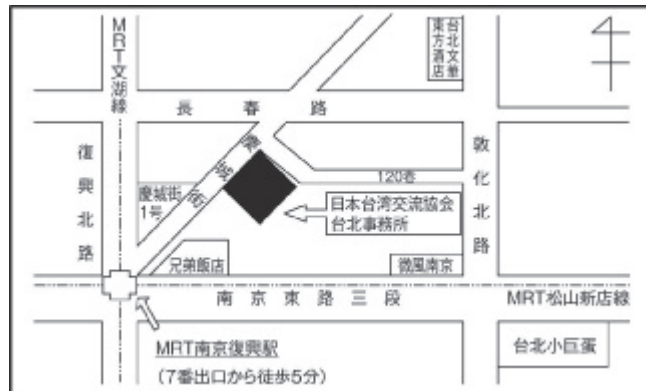
電話 (03) 5573-2600

FAX (03) 5573-2601

URL <http://www.koryu.or.jp>（三事務所共通）

表紙デザイン：文唱堂印刷株式会社

印刷所：株式会社丸井工文社



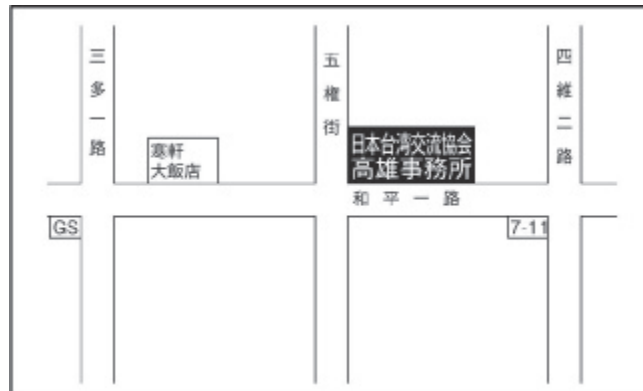
台北事務所：

台北市松山區慶城街28號 通泰大樓

Tong Tai Plaza., No.28, Qingcheng St., Songshan Dist., Taipei City

電話 (886) 2-2713-8000

FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所：

高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓・10樓

9F/10F., No.87, Heping 1st. Rd., Lingya Dist., kaohsiung City

電話 (886) 7-771-4008 (代)

FAX (886) 2-771-2734

台湾における選挙費用の公的助成

—候補者への助成はなぜ、どのように実現したのか—

京都女子大学現代社会学部教授 松本 充豊

はじめに

東アジアの民主政治には、共通してみられる政治制度が少なくない。その一つが政党助成制度である。日本だけでなく台湾や韓国でも、政党の活動を支援するため、法律に基づいて一定の条件を満たした政党には国庫から活動資金が交付されている¹。さらに、台湾と韓国では、選挙で一定の要件を満たした場合に、やはり法律に基づいて、候補者に対する選挙費用の補助が行われている²。本稿では、こうした候補者への選挙費用の公的助成を「候補者助成制度」と呼んでおく。

台湾における候補者助成制度の歴史は、政党助成制度のそれよりも少しだけ長い。政党助成制度は、1994年に「公職人員選挙罷免法」が改正され、政党の選挙費用の助成に関する規定が盛り込まれたことに始まる。一方、候補者助成制度は、1989年の「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」の改正にともない導入された³。

台湾において、候補者助成制度はなぜ、どのように導入されたのか。本稿では、当該制度の導入の経緯について、当時の政治状況の変化を視野に入れながら振り返ってみたい。以下では、まずは

台湾における候補者助成制度について、その現状とこれまでの制度の変遷について概観する。次に、1989年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正を取り上げ、特に候補者助成制度の導入をめぐる動きに焦点を当てて、制度導入の経緯と背景について明らかにする。

1. 台湾の候補者助成制度—その現状と変遷

(1) 制度の現状

台湾の候補者助成制度の根拠法は公職人員選挙罷免法（以下「選罷法」）である。同法では「公職人員」を「中央公職人員」と「地方公職人員」に区別している。中央公職人員とは立法委員のことである。同法が制定された当初（1980年）、中央公職人員には国民大会代表や監察委員も含まれていたが、議会が一院制となった現在は立法委員だけである。地方公職人員には、住民の直接選挙で選出される地方の首長・議員などすべてが含まれる⁴。ちなみに、総統と副総統は、同法の対象となっていない。総統・副総統の選挙・罷免については、別途「総統副総統選挙罷免法」に定められている⁵。

- 1 日本の「政党助成金」、台湾と韓国の「政党補助金」がこれに相当する。政党助成金／政党補助金は、日本では「政党助成法」、台湾では「政党法」、韓国では「政治資金法」に規定されている。
- 2 これは選挙費用の公費負担であるため、選挙公営の一種と見なすことができる。日本でも、お金のかからない選挙にするため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙公営制度が設けられている。ただし、日本の場合、公営で行われるのは選挙期間中の諸活動（ポスター掲示板の設置、選挙公報の発行や演説会の公営施設の使用など）であり、その内容は選挙の種類によって異なる（総務省「選挙公営」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo16.html)）。
- 3 「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」は1980年5月に制定された。その後、1991年5月1日に動員戡乱時期の終了が宣言されたことを受けて、同年7月に「公職人員選挙罷免法」に改正された。
- 4 具体的には、行政院直轄市議会議員、県・市議会議員、郷・鎮・市民代表会代表、直轄市山地原住民区民代表会代表、行政院直轄市長、県・市長、郷・鎮・市長、原住民区長、村・里長である。
- 5 「総統副総統選挙罷免法」（修正日期：民國 112 年 06 月 09 日）全國法規資料庫 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020053>)。同法は、総統選挙への直接公選制の導入にともない1995年8月に制定された。

現行の選罷法の規定によると、比例区（「不分区」）で実施される立法委員選挙を除いて、候補者は、当選者が1人の場合は、その得票数が当該選挙区の当選に必要な票数の3分の1以上のとき、当選者が2人以上の場合は、その得票数が当該選挙区の当選に必要な票数の2分の1以上のとき、選挙費用の補助を受けることができる。その金額は得票1票につき30元（新台幣ドル）である。ただし、その最高額は当該選挙区の候補者の選挙費用の最高限度額を超えてはならない（第43条第1項）。そして、当選に必要な票数は、当選者が2人以上の場合は最も低い得票で当選した候補者の得票数を基準とすること、その最低得票で当選した候補者が女性保障枠で当選した場合は、その直前の当選者の得票数を最低当選票数とすることが定められている（同第2項）⁶。

なお、総統副総統選挙罷免法にも同種の規定がある。総統選挙では、正・副総統候補がペアで立候補するが、候補者ペアの得票数が、当選に必要な票数の3分の1以上の場合、その選挙費用が補助される。得票1票につき30元が補助されるが、その最高額は候補者の選挙費用の最高限度額を超えてはならない（第42条第1項）。ただし、政党の推薦を受けた候補者については、推薦した政党がその補助金は受け取ることになっている。また、二つ以上の政党が共同で一組の候補者を推薦した場合には、共同名義で受け取らなければならない（同第2項）。

ちなみに、台湾と韓国の候補者助成制度には、その仕組みに違いがある。台湾では、候補者の選挙費用が、選挙の種類に関係なく得票1票につき一律30元が補助されるのに対し、韓国では、選挙費用が全額補助される場合と、半額補助される場合がある。全額が補助されるのは、大統領選挙、国会議員や市道議会議員の選挙区での選挙、自治区・市・郡議員選挙及び地方自治団体の長の選

挙において、候補者が当選した場合や死亡した場合、または候補者の得票数が有効投票総数15%以上であった場合である。なお、国会議員や市道議会議員の比例代表選挙では、候補者名簿に掲載されている候補者から当選人が出た場合に、当該政党が支出した選挙費用の全額を補助される。一方、半額が補助されるのは、候補者の得票数が有効投票総数の10%以上15%未満だった場合である⁷。

（2）制度の変遷

台湾で候補者助成制度が導入されたのは1989年のことである。同年1月の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正で、候補者の選挙費用を補助する内容の条文が新たに盛り込まれた。このときは、候補者の得票数が、当該選挙区において最も低い得票で当選した候補者の得票数の4分の3以上であることが、補助を受けられる条件とされていた⁸。

当時は、国会議員にあたる「中央民意代表」（国民大会代表、立法委員、監察委員）が中央公職人員とされていた。台湾では、1972年から中央民意代表の「増加定員選挙」が行われていた。中国全土で選出された第1期中央民意代表は、中国大陆での代表性が失われないようにするため、「大陸反攻」が実現して選挙が行えるようになるまでは非改選とされていた（いわゆる「万年議員」）。増加定員選挙とは、彼らの議席はそのままに、台湾選出の議員の定員を増やし、それだけを定期改選する仕組みである。それに立候補して、一定の条件を満たした候補者は、選挙費用の助成対象となったのである。一方、地方公職人員には、官選だった台湾省と行政院直轄市（台北市・高雄市）の首長（台湾省主席と台北市長・高雄市長）は含まれていなかった。

民主化とその後の政治改革の進展に合わせて、

6 「公職人員選挙罷免法」（修正日期：民國114年02月18日）全國法規資料庫（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020010>）。

7 山本健太郎「韓国の政党・政治資金制度—政党法・政治資金法の概要」『レファレンス』No. 648、2005年（1月）、59頁。韓国では「公職選挙及び選挙不正防止法」が候補者の選挙費用を補助する根拠法となっている。山本によると、半額補助の規定は2004年の同法の改正で新たに設けられたもので、これにより公的助成の対象者が広がった。

8 「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」（中華民國78年1月26日修正・中華民國78年2月3日公布）立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00037331511000000000000000000000A000000002000000^01177069050600^000000000000>）。以下、同法の改正内容については立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>）で確認した。

当該制度の内容も調整されていった。国民大会代表の全面改選を年末に控え、1991年7月に行われた公職人員選挙罷免法（選罷法）の改正では、選挙費用を補助するにあたり、比例区での立法委員選挙は除外することが明記され、金額が得票1票につき10元から30元に増額された⁹。

翌年12月には立法委員の全面改選が実現した。新たに台湾選出の議員だけで構成された立法院において、1994年7月に選罷法の改正が行われた。このとき、中央公職人員から、選挙がなくなった監察委員が除外された¹⁰。一方、地方公職人員には、同年12月に選挙で選出されることになった台湾省長と行政院直轄市長が加えられた。候補者の選挙費用の補助との関連では、その条件において当選者が1人の場合と2人以上の場合の区別がなされ、現行の条文と同じものとなった¹¹。

その後、2005年の第7回憲法改正で、国民大会の「凍結」（事実上の廃止）、立法委員の定数、任期、選出方法の変更が決まった。これにより、台湾の議会が立法院だけの一院制となり、2008年には新たな制度の下で立法委員選挙が実施されることになった。それを受けて、2007年11月に選罷法の全面改正が行われた。この改正で、中央公職人員から国民大会代表、そして地方公職人員から台湾省議会議員と台湾省長¹²が削除された¹³。

ちなみに、1994年7月の選罷法の改正では、政党に対する公的助成を定めた条文が盛り込まれた。比例区の立法委員選挙において、得票率が5%以上の政党に選挙費用を補助すること、金額は得票1票につき5元とすることが定められた（第45条之5第2項）¹⁴。政党助成制度に関する条文は、

このあと1997年5月の同法改正で大幅に変更された。「国家は毎年、政党に対して選挙費用補助金を交付しなければならない」と明記され、直近の立法委員選挙を交付基準の根拠として、比例区の立法委員選挙において得票率5%以上の政党が、選挙費用を補助されることになった。金額は毎年、得票1票につき50元で、当該立法委員の任期満了まで支給される（第45条之5第3項）¹⁵。

その後、2015年1月の選罷法の改正で、得票率5%以上という条件が3.5%に引き下げられた¹⁶。2017年12月に「政党法」が施行されると、同法が政党助成制度の根拠法となった。助成対象は直近の比例区での立法委員選挙で得票率3%以上の政党に改められ、ハードルがさらに引き下げられた¹⁷。

2. 候補者助成制度の導入

（1）政治的背景

候補者助成制度は、1989年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正にともない導入された。同法がこの時期に改正されたのは、当時の政治状況と深くかかわっていた。

1988年に蔣経国が死去した後、台湾では政治改革が進められていた。独裁体制が民主化に向かうのかどうか、当時はまだ定かではなかったが、政党の結成の合法化はその焦点の一つとなっていた¹⁸。1987年7月に戒厳令が解除され、政党の結成を禁じた「党禁」も解かれた。しかし、それによって、1986年9月に結成されていた民主進歩党（民進党）が直ちに公式な政党として認められたわけではなかった。1989年1月、それまでの「非常

9 「公職人員選挙罷免法」（中華民國80年7月16日修正・中華民國80年8月2日公布）。

10 1992年の第2回憲法改正により監察院は準司法機関とされ、監察委員選挙は廃止された。監察委員は現在、総統が指名し、立法院の同意により任命されている。

11 「公職人員選挙罷免法」（中華民國83年7月15日修正・中華民國83年7月23日公布）。

12 1997年の第4回憲法改正で台湾省の「凍結」（事実上の廃止）が決まり、1998年12月20日をもって台湾省政府の地方自治機関としての機能が停止された。その結果、省政府は行政院の出先機関となった。省長と省議会はそれぞれ省主席と省諮議会に改組され、台湾省長選挙と台湾省議会議員選挙は廃止された。

13 「公職人員選挙罷免法」（中華民國96年11月6日全文修正・中華民國96年11月7日公布）。

14 注12と同じ。

15 「公職人員選挙罷免法」（中華民國86年5月31日修正・中華民國86年6月18日公布）。

16 「公職人員選挙罷免法」（中華民國94年1月20日修正・中華民國94年2月5日公布）。

17 「政党法」（公布日期：民國106年12月06日）全國法規資料庫
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020078>。

18 民主化を進めるには、国会議員（中央民意代表）の全面改選に向け、万年議員の退職を実現する必要があった。当時、その自発的な退職を促すための法案（「第一屆資深中央民意代表自願退職条例」）も審議されていた。同条例は1989年1月に成立し、同年2月には施行されたが、万年議員の退職は実際にはなかなか進まなかった。

時期人民団体組織法」が全面改正され、「動員戡乱時期人民団体会法」が成立した。これを受けて、中国国民党（国民党）と民進党は同法に則って政党登録を行い、台湾は正式に複数政党制の時代を迎えることとなった。

動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正は、そうした動きとも決して無縁ではなかった。同法には実情と乖離した不合理な規定が多く、その実効性が疑問視されていたこともあり、同法の改正を求める声は早くから存在していた。さらに、複数政党制の成立が展望される中で、1989年末には次の増加定員選挙が予定されていた。そのため、政治団体が選挙活動に参加するためのルール作りが課題となっていたのである。

1987年1月、中央選挙委員会と関係官庁の代表による初会合が行われ、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正法案の作成が始まった。その目的は、現行法の規定の欠点の検討と修正、そして政治団体の選挙参加のルールを定めることにあった。1988年11月17日、行政院（政府）は改正法案（以下「行政院案」）を閣議決定し、立法院に送付した¹⁹。

（2）制度導入の経緯

行政院案には、候補者助成制度に関する条文は盛り込まれていなかった。それでは、当該制度の導入はどのような経緯で実現したのか。立法院の議事録をもとに、その審議の過程を振り返ってみたい²⁰。行政院案は1988年11月25日、立法院の院会（本会議）において、内政・司法・法制の三委員会による連合審査会への付託が決まった²¹。行政院案の中に関連する条文がない以上、委員会審査において候補者に対する公的助成の問題が議論されることはなかった。

流れが大きく変わったのは、1989年1月20日のことである。この日の本会議で、国民党の立法

委員・林庚申から修正案が提出された²²。修正案は、現行法および行政院案にある三つの条文を修正し、新たに二つの条文を追加したもので、後者の一つが候補者助成制度にかかわるものだった。修正案は連合審査会への付託が決まり、委員会審査が行われた。その後、同月24日の本会議で修正案は行政院案と併せて審議され、26日に可決された²³。こうして、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正の一環として、候補者助成制度が導入された。

修正案の提出後、審議が比較的順調に進んだことがわかる。その経緯を明らかにした施素雲の研究²⁴からは、三つのポイントが浮かび上がってくる。第1のポイントは、民進党が「公費選挙の確立」を盛り込んだ対案を発表したことである。1988年12月5日、連合審査会で行政院案の審査が始まった。民進党がこれに合わせて発表した行政院案への独自の対案には、①中央選挙委員会委員は各党と無所属議員が共同で推薦し、どの政党に所属する委員も過半数を超えてはならない、②監察委員選挙では単記法を採用する、③省長・市長（筆者注：行政院直轄市長）の民選化の規定を盛り込む、④政党の選挙参加に関する規定を明確化する、⑤公費選挙を確立する、という五つの原則が示されていた。公費選挙の確立という原則が、候補者に対する選挙費用の公的助成を意味するものである。ただし、行政院案の審査が行われた連合審査会では、民進党の対案が議論の対象となることはなかった。

実は、この公式な委員会審査と並行して、それとは別に国民党と民進党の間では、各党の代表者による非公式な協議が開かれ、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正に関する重要な論点をめぐって意見交換が行われていた。そうした非公式な政党間協議が繰り返され、その場での折衝を通じて、お互いの妥協点の探り合いも可能になって

19 施素雲「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法制訂及其二次修正過程之研究」國立政治大學政治研究所碩士論文、1991年、69-83頁。

20 立法院での会議記録は「立法院議事及發言系統」（<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetclgmeetkm>）で確認できる。

21 「立法院公報」第77卷第95期院會紀錄、163-166頁。

22 「立法院公報」第78卷第6期院會紀錄、51-54頁。

23 「立法院公報」第78卷第7期院會紀錄、49-86頁、同第78卷第8期院會紀錄、8-48頁、149-150頁。

24 施、前掲論文、83-91頁、103-120頁。以下の記述は、特記以外、当該論文の内容に依拠している。

いたのである。

第2のポイントは、1989年1月5日に開かれた国民党の「党政関係協調会」である。党政関係協調会は、党と政府の方針を調整する（実際には、党が政府を統制する）ためのハイレベルな会議体で、党秘書長の李煥が議長を務め、党や政府の幹部たちが出席していた。この日の会議では、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正に関して、いくつかの重要な決議がなされた。その一つが公費選挙制度の新設だった²⁵。

決議では、民進党が提案した修正条文の追加を受け入れ、公費選挙制度を成立させる方針が示された。得票がその選挙区の当選票数の3分の2を超えた候補者は、政府がその選挙費用を補助し、その金額は得票1票につき10円で計算することも明記されていた²⁶。この決議の内容は、国民党が民進党に譲歩できる最低ラインを示したものであったといえる。

そして、第3のポイントが、林庚申等32人による修正案の提出である。党政関係協調会の翌日（1月6日）、その決議の内容が両党の代表による協議の場で示された。国民党側が譲歩したことで協議は進展し、議論の末、最終的に民進党側も修正案を提出することに合意した²⁷。国民党を代表して協議に参加してきた林庚申が中心となって、修正案が提出されることになった。なお、公費選挙に関する追加条文では、「公職人員候補者の得票数が、当該選挙区において最も低い得票で当選した候補者の得票数の4分の3以上であるとき、その選挙費用が補助される」という条件で落ち着いた。そして、1月20日の本会議において、林庚申が臨時提案として修正案を提出した。

その後、委員会での審査から本会議での可決・成立まで、審議が順調に進んだことは上述したとおりである。その理由の一つは、行政院案については、委員会審査の段階でかなりの合意が形成さ

れていたからである。行政院案の逐条審査が繰り返され、意見が割れた条文での合意形成が図られてきた。もう一つは、林庚申が提出した修正案は、事前に両党の協議を経て提出されたもので、基本的に両党がその内容に合意していたためである。修正案の委員会審査や、本会議での行政院案と併せての審議が順調に進んだのは、舞台裏での交渉を通じて両党の合意が実現していたからである。候補者助成制度の導入はその賜物だったといえよう。

（3）国民党が譲歩した背景

これまで紹介した経緯から、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正をめぐる、民進党が行政院案の対案を示し、国民党が民進党の要求に譲歩して、両党の非公式な協議で合意が形成されたことがわかった。その結果としての候補者助成制度の導入だった。

それでは、国民党はなぜ譲歩したのか。施素雲は、1980年代を通じての台湾の政治状況の変化、特に立法院における変化に注目している。そして、国民党に譲歩を促した要因として、民進党からの圧力の増大を指摘する。1980年代に入ると、その前身である「党外」勢力が徐々に拡大し、議会外で街頭デモや座り込みなど抗議運動を展開したほか、議会内では議席の増加にともない、連携して一致した行動をとるようになった。議事妨害的な「手続き発言」（「程序発言」）²⁸や「肢体抗争」と呼ばれる身体的な衝突などの実力行使に訴えることもあった。これらが国民党との交渉の余地を広げることになった。特に民進党はその結成後、オポジションとしての立場を鮮明にし、立法院の議事文化に強いインパクトを与えたとされる。

第1に、その強烈的な抵抗や抗議が、議事の場合から「資深立法委員」を次第に退かせ、「増額立法委員」をその中心的存在に変えていった。資深立

25 同決議では、監察委員選挙の投票方式の変更（現行の2分の1連記制から3分の1連記制へ）、選挙訴訟制度の改正（現行の一審終審制から二審終審制へ）という方針も示された（何旭初「監委選舉連記人數 不超過應選名額1／3 執政黨黨政協調會 確立選罷法修正原則」『聯合報』1989年1月6日）。

26 同上。

27 何旭初「公費競選 一票補助十元 選舉訴訟 改為二審終結 選罷法草案溝通獲共識 政黨助選活動限制將放寬」『聯合報』1989年1月7日、台北訊「選罷法修正案突破性發展 公費選舉制度 可望實施」『聯合報』1989年1月9日。

28 日本での「議事進行に関する発言」に近いもので、野党が議事進行の牽制や、抗議や議事妨害の口実に使うことが多い。

表1 議員の発言者数

	1980 年	1983 年	1989 年
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
資深立法委員	36 (68)	17 (30)	5 (11)
増額立法委員	17 (32)	40 (70)	40 (89)
合計	53 (100)	57 (100)	45 (100)

(出所) 施素雲 (1991) 表一、をもとに筆者作成。

法委員とは万年議員のことである。ベテランの立法委員という意味で、公的な資料ではこのように呼ばれることが多い。増額立法委員とは立法委員の一部定期改選（増加定員選挙）で選ばれた議員である。

施素雲による興味深い統計があるので、ここで紹介しておきたい。表1は、1980年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の制定、および1983年と1989年の2回の改正を対象に、立法院での審議における議員（立法委員）の発言状況を示したものである。資深立法委員の発言者の数が徐々に減少していったことがわかる。その要因としては、彼らの高齢化にともなう自然淘汰も無視できないが、民進党からの圧力が最も大きかったという。

表2は、議場での各議員の活動の度合いを知る手掛かりとして、資深立法委員と増額立法委員の発言回数の違いを示したものである。ここからは、増額立法委員の存在感が急速に高まっていった様子がうかがえる。資深立法委員による発言の割合は、1980年には過半数（57%）を占めていたが、1989年にはわずか3%にまで落ち込んでいる。議場では、彼の発言の余地はほぼなくなり、増額立法委員が議事の主導権を完全に握るようになったことがわかる。

資深立法委員はそもそも選挙と無関係であるから、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の制定や改正に何の利害も持たなかった。発言するにしても、その内容は党の意思を貫徹するものでしかなか

表2 議員の発言回数

	1980 年	1983 年	1989 年
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
資深立法委員	412 (57)	110 (19)	15 (3)
増額立法委員	314 (43)	464 (81)	424 (97)
合計	726 (100)	574 (100)	439 (100)

(出所) 施素雲 (1991) 表二、をもとに筆者作成。

た。しかし、増額立法委員はそうではなかった。選挙は彼らにとって切実な問題だった。彼らは自らの発言について有権者に責任を負わなければならなかった。また、政治・社会環境の変化、特に民進党との競争の激化によって、国民党の増額立法委員には、党の公認が必ずしも当選を確約するものではなくなっていた。表3は、党外および民進党の増額立法委員による発言者数と発言回数の推移を示したものである。激しくなる競争を背景にして、増額立法委員の間でも、与野党の議員の発言頻度の差は次第に縮小していった。また、国民党の増額立法委員にとって、改革の成果をすべて野党の功績に帰することは、必ずしも得策ではなかった。国民党側から改革の提案や、審議過程で大きな譲歩が示されたのは、こうした点から理解できるであろう。

そして第2に、国民党の一党支配が揺らぎ、政党間の競争の時代を迎える中で、新たな議事文化が形成されたことである。動員戡乱時期公職人員選挙罷免法が制定され、最初の改正が行われた頃は、国民党と党外の対立が際立っていた。党外の立法議員は発言回数こそ多かったものの、それが成果につながることはなかった。延々と発言を繰り返しても、結局は「原案通り、異議なし通過」と押し切られる場合もあれば、法案が採決に移されると多数を占める国民党の主張通りに可決・成立した。

しかし、1989年には状況は大きく変化してい

表3 「党外」／民進党議員の発言者数と発言回数

	1980 年		1983 年		1989 年	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
「党外」／民進党	4	317	10	350	12	190
総発言者数／回数	53	726	57	574	45	439
割合	8%	44%	18%	61%	27%	43%

(出所) 施素雲 (1991) 表三、をもとに筆者作成。

た。事実上、民進党は最大野党となっていた。そして、本会議や委員会での発言が唯一の意見表明の手段ではなくなり、交渉や抵抗の中心は舞台裏での与野党の協議へと移った。そこでは集中的な折衝を通じて、様々な交換条件も示されて調整や妥協が図られた。非公式な政党間協議という新たな議会文化が、修正案を提出し、行政院案と併せて審査するという譲歩を、民進党が国民党から引き出すことを可能にした一因だったといえる。

おわりに

本稿では、台湾の候補者助成制度について、それがなぜ、どのように導入されたのかを見てきた。当該制度をめぐる日本、韓国との違い、そして台湾における制度の現状とその変遷を紹介した。その導入の経緯からは、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正の過程において、民進党の要求に国民党が譲歩し、両党の非公式な協議を通じて合意に至ったことが明らかになった。そうした新たな議事文化が生まれる中で、当該制度は導入された。

候補者助成制度の導入の経緯から見えてきたのは、台湾の政治が民主化に向かうのか、まだ不確実な状況にある中で、立法院では代議制民主主義

の実践が積み重ねられていたことである。今日も見られる身体的衝突などの実力行使がこの頃に始まったことも興味深い。

立法院内では、国民党と民進党の党派間の亀裂に加えて、資深立法委員と増額立法委員の亀裂も顕在化していた。その亀裂は、省籍の違い（外省人か、本省人か）に由来するところが大きかったが、選挙での勝利を必要とするかしないかという、政治家としての根本的な利益の違いに基づくものでもあった。それが議事の行方を左右するようになっていた。

非公式な政党間協議という議事文化は、このあと慣例化していった。最終的には1999年の国会改革において「党団協商」として法制化され、台湾の議会における公式な議会制度となった。こうした議会制度の存在は世界でも珍しいとされる²⁹。

候補者助成制度は、決して台湾特有のものではないが、台湾の民主政治を特徴づける制度の一つであるといえるだろう。台湾の政治の行方が定かではない、いわば過渡期に生まれたこの制度は、いまや台湾の民主政治を支える制度として定着し、機能しているのである。

29 同制度については、何弘光『立法院黨團協商制度』五南出版社、2025年、を参照。

日本との比較で学ぶ台湾入門（9）

女性の政治参画とジェンダーギャップ¹

台湾・東海大学政治学系教授 陳 建仁
大阪大学大学院法学研究科教授 北村 亘

はじめに：日本と台湾の夫妻の姓

陳：突然ですが、北村先生の奥様の苗字は何ですか。

北村：え？私と同じ「北村」です。

陳：日本では、あえて女性配偶者の姓を尋ねることはないですね。

北村：はい、たしかに、これまでは間違いなくそうだったと思います。内閣府の調査によると、結婚して姓を変える人は女性が圧倒的に多く、全体の約95%を占めます（2023年調査）¹。調べてみると、やはり女性が男性の姓に変えていることが多く、常識化していたんだと改めて感じました。

陳：やはりそうですね。それは日本社会だけの「常識」かもしれません。台湾はすでに夫婦別姓になりました。たとえば、私の妻の姓は、結婚前のままのもので、私の姓である陳ではありません。そして、私の母親も父親とは異なる姓です。

まあ、かつて台湾は「冠夫姓」という制度がありましたけど、いまはまったく使っていません²。ちなみに、今日の台湾においては、結婚した女性に対して、「太太」（Mrs.）ではなく、「小姐」（Miss）あるいは「女士」（Ms.）の敬称で呼ぶほうが多いです。前者は夫の姓で、後二者は女性の自分の姓で呼ばれることになります。現任台湾総統の頼

清徳の配偶者としてのファーストレディも、他人から「頼太太（Mrs. Lai）」ではなく「呉小姐（Miss Wu）」と呼ばれたいと言っています³。

したがって、私がずっと疑問に思っているのは、「なぜ日本社会はそこまで夫婦同姓にこだわっているのか」ということです。夫婦の姓は政治的な大きな対立の火種のひとつになっていますよね。結婚のたびに女性が姓を変えないといけないという仕組みは、かなり面倒ではありませんか。私なら面倒だなと思ってしまいます。たとえば、女性はパスポートや運転免許証、保険、預金通帳などの公的書類などについても結婚後に変更手続きをしなければならないですね。また、我々の業界であれば、結婚前に書いた論文の著者と結婚後に書いた論文の著者が同一人物と認識されないこともあるんじゃないですか。それは女性にとって不利だと思います。それに同窓会で、結婚後の姓がわからないときには旧姓で呼んでいいのか、とか、たまたま結婚後の姓を知っていて、その姓で呼ぶと、実は離婚して旧姓に戻っておられたりして気まずいとかもあるんじゃないでしょうか（笑）。

北村：今回は、現代日本社会が直面している「大きな問題」を取り上げるのですね。わかりました、炎上覚悟でお付き合いします（笑）。まず、結婚した女性が入籍後に行う手続きは大変です。専業

1 内閣府男女共同参画局「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」。URL：<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>

2 1998年、台湾の『民法』第1000条の修正により、「夫婦は、それぞれ自己の姓を保持する。但し、書面による合意により、自己の姓に配偶者の姓を冠して称することができ、これを戸籍機関に届け出なければならない」となっています。つまり、台湾において、原則的には夫婦別姓で、例外的に戸籍管理機関（戸政事務所）に書面で登記した場合に、配偶者（夫妻を問わずに）の姓を冠することができるということです。実は、台湾社会では、1970年代の女性運動の盛り上がりの中で、夫婦別姓が普通のこととなっています。なお、冠夫姓とは、配偶者の姓をそのまま自分の姓にかぶせて称することです。例えば、林さんは李の姓を冠する時、「李林」という苗字に名乗ります。また、諸葛さんは、欧陽の姓を冠する場合、「欧陽諸葛」になります。

3 中央通訊社、2023/12/27、「頼清徳妻子首現身拍影片 吳玟如：相信他可以保護台灣」、<https://www.cna.com.tw/news/aip/202312270278.aspx>。（2025年6月30日閲覧）

主婦にならない限り、役所や銀行などで手続きをするために休暇をとらないといけません。そして、論文執筆で言えば、女性研究者は結婚前と後で別人扱いになってしまうこともあります。これも訂正が大変です。同窓会の話は、私も経験があります。40代のときに同窓会がたまたま2回あったのですが、結婚、離婚、再婚を繰り返した女性に毎回違う姓で呼んでしまって、お互い苦笑しました。男性は4回も結婚をした人でも姓は全く変わっていなかったのに（笑）。

東アジアの儒教文化圏では夫婦別姓が普通ですが、日本だけは夫婦同姓ですよ。日本では、これを「日本の伝統」と考える人たちも一定程度おられますし、夫婦別姓になると夫婦関係が崩壊して家族がバラバラになると懸念されるとお考えの方もおられます。そして、そのようにお考えの方がある年齢以上の年輩の方に多いのも事実ですし、そういう方が現在の自由民主党の支持者に多いのも事実です。

陳：「それは、家父長主義的システムの遺産ではありませんか」と言いたいですが、よく考えると、明治以前の日本国民は、公家や武士や一部の特権的な人々を除くと、姓がなかったのですよね。夫婦同姓って、本当に日本の古き良き伝統的な制度なのですか。

北村：おっしゃりたいことはよくわかります。徳川時代を正確に言えば、ほとんどの人たちが姓を公式な場面で名乗ることは許されていませんでしたので、姓がないと思われていますが、実は墓石を見ると故人の姓が彫られていることがあります。というのも、みんなファーストネームだけでは区別がつかないので、もともと武士階級だった農民では姓を墓石に刻んでいる場合が少なくありません。屋号なんかを姓の代わりに用いている例もありました。

ただ、公式文書には、人口の8割を占めているといわれた農民たちには姓はありません。武士は1割程度だったと言われていますが、これに公家や神主たちを合わせた人たちの家のみが姓を堂々と公式な場面で使っているわけです。ちなみに、

天皇家になると姓はありません。これは謎です。

陳：そう言えば、日本では「北村家」と墓石に彫られているお墓に、もしかして別の名字の人の遺骨は入れられませんか。

北村：そうですね、原則的にないです。もし入れる場合は「北村家・笠嶋家」となるのではないかと思います。霊園でそういうお墓を見たことがあります。宗派が違ったらどうなるのかはわかりません。北村家が曹洞宗、笠嶋家が浄土真宗ですので、一緒に墓というのも少し奇異な感じもします。墓石の色を半分で変えるというわけにもいきませんし。もし私がカトリック、妻が日蓮宗ならそもそも絶望的です。というようにお墓にはいろいろな前提がありますが、最近では樹木葬やいろいろな形態があるので、夫婦別姓よりも先に多様な埋葬形態が実現しています。樹木葬などにはあまり厳格なルールはないと思います。

陳：そうですか。ところで、私が日本に留学していた時、日本社会では1980年代に「寿退社」という暗黙のルールがあったと聞き、とても驚きました。いまはわかりませんが、当時の日本の女性にとって、「結婚イコール永久就職」と言っておられましたよね。女性が結婚して男性の新しい家庭に入社するための区切りとして「夫婦同姓」が定着していたのではありませんか。

北村：あとで見ますが、実際には1980年代以降、徐々にではありますが、女性の権利向上は進んでいきます。が、法制度が整備されても意識はいきなり変わるものではありません。結婚して男性と同じ姓になることをむしろ理想としている女性が多かったのも事実です。姓を変える手続きが面倒くさいというのが現在の調査では結婚の障害と回答する人も少なくありませんが、私が結婚した1990年代半ばでも男性が女性の姓を名乗ると「奥さんの実家に養子に入ったのか」と言われることが多かったです。1993年に発売された『部屋とYシャツと私』というヒット曲は、結婚する直前の女性が男性に対して「お願いがあるのよ、あなたの苗字になる私、大事に思うならば、ちゃんと聞いてほしい」という歌詞で始まります。結婚は

男性の姓（歌詞でいう「苗字」）になることだという前提なんですよ。僕の同級生の女性でのに弁護士として活躍する人が、この夫婦同姓を前提とした歌詞に憤慨して新聞に投書して大論争になりました。その意味では、意識が変わり始める時期だったという言い方もできますね。

日台での男女平等の模索

陳：夫婦同姓は、やはり女性の社会進出の抑制とコインの裏表の関係だったのではないですか。多くの国では、役所や企業で働く女性の昇進がなかなか進まないことを「ガラスの天井（glass ceiling）」という比喩を用いて議論していましたが、日本では、そもそも職場の女性は、意図的に企画立案や重要な仕事から外されていて、そもそも昇進のルールにも乗っていなかったのではないかと思います。つまり、最初から、天井にぶつかることすらなかったのではないかと思います。この点はいかがですか。

北村：あまり大きな声で反論はできないですね（苦笑）。とはいえ、ただただ現状を追認していたわけではありません。日本社会は、変化はします。ただ、そのスピードは本当に遅いのです。ただし、バックラッシュのようなことも起きないのが特徴です。

日本はすでに1980年代に国連の「女性差別撤廃条約（CEDAW）」を締結し、「男女雇用機会均等法」の制定を皮切りに、女性の地位の向上を目指す施策が次々に打ち出されています。また、1999年には「男女共同参画社会基本法」の成立や、2001年の内閣府の設置の際には男女共同参画局が設置されています。同局は『男女共同参画白書』を毎年刊行しています。少しずつですが、日本社会は変化しています。が、夫婦同姓は実現していないのも事実です。

陳：台湾は、残念ながらいまは国連加盟国ではありませんので、「女性差別撤廃条約（CEDAW）」に署名することができませんが、条約の精神に則って国内法を整備しています。日本より遅れて、

2011年によく台湾でも「消除對婦女一切形式歧視公約施行法」を制定し、同時に、官民共同作業によって「性別平等政策綱領」を策定しました。それをきっかけとして、行政院の臨時機関であった「婦女權益促進委員会」（1997年設立）が拡大して、直属の常設の諮問機関として「性別平等会」（合議体に相当）、その事務を支える「性別平等処」（事務局に相当）が設置されています。同機関によって年に一度、『性別平等年報』が編集されています。女性権利の向上に関しては、台湾でも日本と同様に、政治の領域では社会よりも動きがやや鈍いと言えるでしょう。

北村：政治の世界の話をすると、東アジアの民主国家において、韓国、台湾、そして少し地域を広げて考えるとフィリピンでも、女性の国家元首が選出されたことがありますね。ただし、台湾の蔡英文氏だけは政治家一族の出身あるいは政治家の妻というわけではありませんね。

日本は、ジェンダーギャップ指標（GGI）でいえば経済分野などでは改善しているのですが、政治分野では相変わらず地を這う勢いのランキングです。政治分野では2024年の順位は113位であったのに、2025年には125位まで滑り落ちています。

陳：蔡前総統の父親は、自動車整備士の出身で起業によって莫大な富を蓄えたとされますが、政治では「素人」でした。彼女自身は研究者から政治の世界に入っていくわけです。

日本の話が出ましたが、確かに、日本ではまだ女性の総理は誕生していませんけれども、現時点の日本において最多得票を誇る政治家である東京都知事は女性ですね。この事実は、日本のフェミニズムのイメージをある程度改善する効果をもたらすものではありませんか。

北村：確かに、日本で女性の政治家は、数はそれほど増えているわけではありませんが、存在感のある政治家が増えてきていると思います。地方政治の世界では知事や市町村長に女性が当選する例も少しずつ増えていますし、違和感も特になくと思います。ただ、女性政治家全員の悩みは、政治

活動に専念することが求められ、出産、育児、家事に従事することに抵抗感を持つ方もまだおられるということでしょう。宴席や政治的な活動に参加することも難しいでしょうし、そこで有権者によるセクシュアル・ハラスメントなどの被害も指摘されています。服装も、地味で保守的な服装でないと女性有権者の評判が落ちるという話も聞いたことがあります。

女性天皇の可能性

陳：ここで、外国人として、一つの「タブー」について聞いてみたいですが、日本では女性が天皇として即位するためには、憲法改正が必要だと聞いたことがあります。しかし、日本国憲法には、天皇は男性でないとダメだという条文を見つけることはできません。あくまで「たとえば」の話ですが、もし女性皇族が天皇に即位するには直接的にはどこを変えればいいのでしょうか。

北村：日本国憲法には天皇の性別規定はありません。仰々しい名前の法律ですが、「皇室典範」を国会で変えれば女性天皇はいつでも実現します。皇室典範の第1条に「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とありますので、この「男子」の部分を変えればいいだけです。ただ、仮に女性の即位を認めるとしても女系まで認めるのかということは大きな問題となっています。そもそも女性の天皇即位を認めるのかということが最大の問題なのですけど。

陳：というと、女性天皇の実現については、憲法問題ではなく、法律の問題ということですね。でも、男系や女系はさておき、歴史上、日本には女性皇族が天皇に即位したことがあります。それこそ伝統を尊重すべきではありませんか。

北村：いや、そんな単純な議論でもないんです。男系、女系の議論はもちろんありますが、仮に「皇統に属する男系の女子」とした場合、いくつか検討すべき課題もあります。代表的な議論としては、もともと一般国民よりも人権が制約されている皇室とはいえ、女性天皇の結婚を認めるのかどうか、

認めたとしても子供の扱いはどうするのか、などの問題があります。いろいろな自由や権利を皇族は制限されている中で、さらに必ず独身でいることを法的に要求することは酷です。そして、天皇に女子のあと男子が生まれた場合、継承順位をどうするのかという問題もあります。この問題については、ヨーロッパ各国の王室でも対処法は異なっています。

単純に歴史を振りかざすと徳川時代に女性天皇が在位されたこともありますので微妙ですが、まだまだ検討すべき課題が多いというのも事実です。問題は、政治がこうした話題から目を背けて議論を行っていないこと、責任ある決定を行う気概がないということかもしれません。タブー視していたら話は何も進みませんし、下手をすると皇統が断絶するなんていう「誰も望まない未来」が生じかねません。

陳：「もしも」の話ですが、入婿しない限り、女性天皇が結婚して夫の姓に変えたら、大変なことになりますね。そして、女性天皇は結婚禁止というのも非現実的にも思えます。

大都市圏に向かう若い女性

陳：「いとやんごとなき世界」のお話から、我々の世界の話に戻りましょう。台湾では女性が総統になったことがあると声高らかに話をしましたが、実際には、依然として、女性が社会的に不利な立場に置かれているのではないかと常に思っています。男性優位は、まだ台湾社会の至るところに存在しており、完全なジェンダー平等はまだまだ遠い彼方にあると思います。

北村：それはどのようなところでお感じになるのですか。

陳：たとえば、地方創生における若年層のUターン促進（地元回帰）に関する課題では、女性は就業機会や生活環境等の面で不利な立場に置かれていることが多く、その結果として、流出した女性たちは都市部に留まる傾向が強く、地元への帰還を選択しないと指摘されています。若年男性のみ

のUターンでは、地方消滅の危機を食い止めることは困難ではないかと思います。

北村：実は、女性が大都市圏に流出して地方に戻ってこないという話は日本でも同じようなことが指摘されています。まず地方には多種多様な職種があるわけではありません。製造業やそれに付随した事務が多く、女性が自己実現を満たすと考える職種が少ないと言われています。大都市圏からさらに東京圏への流出も多いですね。もちろん、西日本や中部圏の農山漁村から大阪市や名古屋市への流入も多いですが、肝心の大阪市や名古屋市からは20代の女性の多くが東京23区に流出してしまい、戻ってきてはいません。

地方ではまだまだ古い男尊女卑的な習慣が残っていることもあり、そうした習慣に嫌気がさして

若い人が都市に出ていってしまいます。すると、ますますその習慣を信奉する人たちの割合が地方で高まってしまいます。そうするとますます若い女性にとって地方は魅力のない場所になってしまうという悪循環に陥ってしまいます。来客へのお茶くみは女性のみ、結婚あるいは出産して一人前の女性と見なす風潮、そして宴席でのお酌は女性の仕事などなど私にも信じられない文化が息づいている地域もまだまだ少なくありません。

台湾では「まだまだジェンダー平等への道のりは遠い」ということですが、それでも女性の政治参加は盛んなように思われます。政治の世界への女性の社会進出の話に移していきましょう。

[つづく]

サイエンスパークを核とした台湾半導体産業の 発展と日本への示唆

台北事務所 経済部主任 後藤 明

1. はじめに

台湾は世界の半導体サプライチェーンにおける要所となっている。台湾積體電路製造（以下TSMC）や日月光半導体製造（以下ASE）をはじめとする台湾の半導体大手企業は、いずれも半導体産業の成長に大きな貢献を果たしている。また、台湾の半導体産業の発展においては、サイエンスパークが重要な役割を果たしており、そうして育まれた台湾半導体産業の理解を深めることは、今後の成長が期待される日本の半導体産業の未来を考える上でも示唆に富んでいる。

係る状況を踏まえて弊協会では、台湾のサイエンスパークを中心とした、台湾の半導体産業の形成と発展、半導体サプライヤーの海外展開の可能性を理解することを目的として調査を実施した。本稿は、2025年3月に日本台湾交流協会より公表した、「台湾半導体産業に関する調査」レポート（図1）の内容を抜粋し加筆したものである。



図1 台湾半導体産業に関する調査

2. 台湾半導体産業の発展に関する分析

2-1. 台湾半導体産業及びサイエンスパークの発展

1970年代初頭、台湾は軽工業から重工業への転換期を迎えると同時に、第一次オイルショックの発生等により、深刻な不況に陥っていた。台湾の繊維、食品、鉄鋼、石油化学といった産業は大きな打撃を受けた。そこで、労働集約型の産業構造が持つ脆弱性を克服し、経済の強靱性を高め、新たな発展の機会を模索するため、台湾当局は新竹サイエンスパーク計画を正式に始動。ハイテク産業や高付加価値産業の発展を積極的に推進することを目指し、産業革新とクラスター形成のための基盤構築が始まった。

1970年代後半になると、台湾当局が半導体・IC技術の発展を積極的に主導し、産業育成を開始。工業技術研究院（以下ITRI）では、IC製造用実証プラントを建設し、中核となる技術人材をアメリカのRCA社へ派遣してIC製造技術を習得させている。プラントの運営が安定したため、その技術を実用化し、更に付加価値を高めるべく、1980年にITRIからのスピンオフにより聯華電子（以下UMC）が設立された。それと共にITRIの技術と研究開発チームも同社に移管されている。また同年には、台湾初のサイエンスパークである、新竹サイエンスパークがオープンしている。

1980年代に入ると、台湾当局と産業界とが共同で資源を投入することで産業技術が成熟化していく。1984年にはASEが設立されたほか、1987年には台湾当局が主導した「超大規模集積回路（VLSI）技術開発計画」に基づく半導体製造部門

のスピノフによりTSMCが設立され、世界初の製造に特化した半導体ファウンドリというビジネスモデルが確立された。その後、1997年には聯發科技（以下MediaTek）が設立されるなど、この頃までに今日の台湾半導体産業を牽引する企業の多くが設立されている。こうして1990年代後半までに、半導体産業は新竹サイエンスパークにおける最大の産業となっていった。

2000年代からは、産業界が主導して重要な技術を開発し、グローバルな影響力を発揮していくことになる。台湾当局は産業界がIC設計技術を強化することを支援。2003年には、ASEが世界最大のIC封止・検査企業となっている。

産業の成熟化に伴い、次第に企業が主導的な役割を果たすようになり、当局の役割は支援の提供と連携へと変化していく。2015年以降も、業界は先進プロセスの研究開発を引き続き推進し、新興産業（AI、5G）への応用を積極的に展開している。現在に至るまで、半導体産業はサイエンスパークのみならず、台湾全体の成長を牽引する原動力となっている。

2-2. サイエンスパークの特徴① 「資源整備計画」

台湾の半導体産業を育んできたサイエンスパークの特徴は、多面的な「資源整備計画」と、台湾当局が直接管理する「管理体制」にある（図2参照）。これにより、サイエンスパーク内に立地する企業には、事業に集中できる環境が提供されている。これこそが台湾におけるサイエンスパーク

の成功要因と考えられる。

「資源整備計画」とは、土地・工場・水・電力などの製造インフラ、人材育成、コミュニティなど、企業が必要とする資源を、サイエンスパーク管理局が企業へ適切に提供する仕組みである。例えば、台湾のサイエンスパークでは、入居企業が工場を新設する際の時間とコストを削減するために、土地と標準工場を賃貸している。標準工場はサイエンスパーク管理局が一括して建設しており、これにより新たにサイエンスパークに入居する企業や規模が比較的小さい企業が、低コスト且つ短期間で事業を開始できるようになっている。

また、企業の円滑な事業運営を確保するため、サイエンスパーク管理局を通じて水と電力の安定供給が確保されている。半導体の先進プロセスの進化に伴い水需要は絶えず増加しており、水資源の安定供給を確保するため、ダムの建設から、節水・給水管理、地域間の給水調整、配水などもサイエンスパーク管理局の役割となっている。

サイエンスパークにおける人材育成に関しては、研修や助成金制度を通じて、人材の誘致と育成を手がけているものの、高度な技術人材の育成はサイエンスパーク管理局よりも、企業・大学・研究機関が中心になっている。

コミュニティに関しては、入居企業及びその従業員のために生活関連機能の整備が行われている。例えば新竹では、アメリカにいる台湾人の技術者を新竹に呼び寄せるために、シリコンバレー風の住宅を整備し、子女教育のための新竹サイエンスパーク実験高級中等学校の設立なども行われ

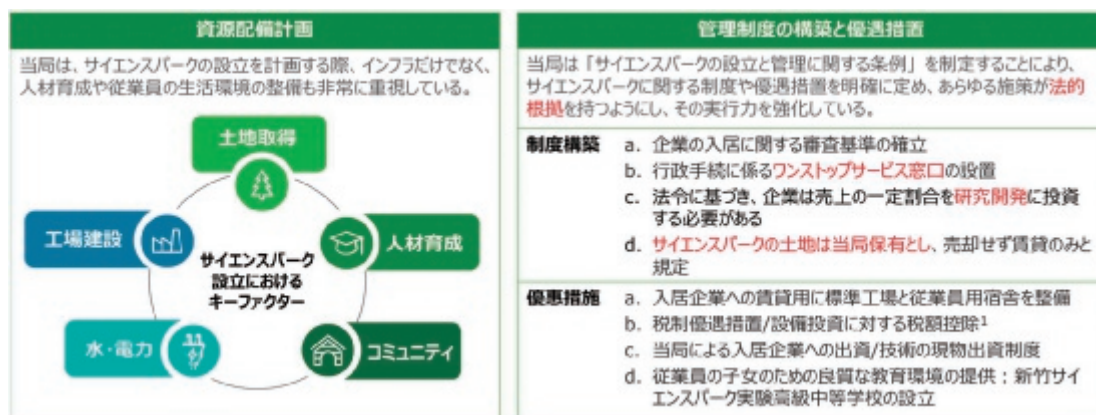


図2 台湾サイエンスパークの成功要因

（出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月）



図3 サイエンスパークの生活機能
(出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月)

た。この学校は、新竹サイエンスパーク内の企業で働く人の子女が優先的に入学できるだけでなく、教員のレベルを向上させるなど、ソフト面の充実が図られ、高い大学進学実績を誇る学校にまで育て上げられている。このようにして、新竹サイエンスパークでは、有能な技術者が、家族を連れて新竹に住みたくするような、魅力的な生活環境が提供されている。(図3 参照)

2-3. サイエンスパークの特徴② 「管理体制」

台湾におけるサイエンスパークのもう一つの特徴が「管理体制」にある。行政手続に関するワンストップサービスや、入居企業に研究開発投資が義務的に求められていること、サイエンスパーク内の土地は原則としてサイエンスパーク管理局が保有して賃貸していることなど、管理制度の仕組みに特徴がある。

台湾において、サイエンスパーク関連の政策は、日本の省庁レベルに相当する「国家科学及び技術委員会」、「行政院国家発展委員会」、「行政院經濟部」などが、その計画と予算策定の中心的な役割を担っており、管理運営はサイエンスパーク管理局が担っている。同局は、策定された施策の執行機関であり、台湾当局と入居企業とを繋ぐ、ワンストップサービス窓口にもなっている。入居企業が行う各種行政手続に関しては、主管機関から権限委譲を受けたサイエンスパーク管理局が手続・審査を行う。各業務は担当部署がサービス提供を

しているため、入居企業は、直接同局に申請するだけで行政手続を完了させることができる。これにより、企業は研究開発や生産活動に専念することができ、行政手続に費やす時間や労力を節約することができる仕組みが整備されている。(図4 参照)

2-4. 近年の半導体産業及びサイエンスパークの発展に関する政策

その他にも、台湾当局では「半導体関連政策」、「人材育成関連政策」、「サイエンスパーク関連政策」等を通じて、産業発展の支援を行っている。

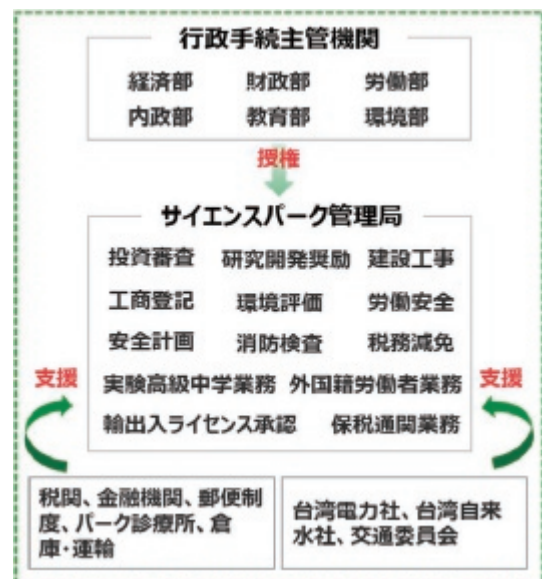


図4 ワンストップサービスの仕組み
(出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月)

半導体関連政策には、投資税額控除や研究開発等の支援プログラムなどがある。台湾の産業イノベーションを促進し、国際サプライチェーンにおける重要な地位を強固なものにするため、企業に対する減税優遇を行い、革新的な研究開発及び先進的な製造プロセス設備への投資を促進している。特に、現在の半導体産業における2大焦点は、先端製造プロセス技術とチップ応用範囲の多様化である。当局はIC設計分野に加え、材料、封止設備及び検査技術の高度化に着目し、将来的な研究開発に向けた強固な基盤を構築する支援をしている。

人材育成関連政策には、人材育成拠点の共同設置や、グローバル人材誘致のための法規制の緩和や租税優遇などがある。グローバル人材の積極的な誘致と環境整備を進めると同時に、産学連携による台湾内の人材育成を推進し、産学間のギャップを縮小させることで、産業界における人材不足の解消とサプライチェーンの競争力強化が図られている。

サイエンスパーク関連政策としては桃園・新竹・苗栗における大シリコンバレー推進プログラムや南台湾新シリコンバレー推進プログラムなどがある。例えば「桃園・新竹・苗栗大シリコンバレー推進プログラム」では、半導体とAIを核に全産業のイノベーションを促進し、テクノロジー・コリドーを軸に、サイエンスパークのハード・ソフト設備、環境及び土地活用の効率を戦略的に向上させ、世界をリードする産業エコシステムの構築を目指している。

3. 台湾の半導体企業及びサプライチェーンに関する分析

3-1. 半導体サプライチェーンの概要

台湾の半導体サプライチェーンは、上流のIC設計（IC Design）、中流のウエハ製造（Wafer Manufacture）、下流の封止・検査（OSAT）を網羅しており、国際的にもトップレベルの競争力を有している。この強固なサプライチェーンは、周辺機器や材料メーカーを含む、充実した台湾域内サプライヤーによって支えられている。これにより効率的な運営に不可欠なサポート体制が構築され、台湾半導体産業の競争優位性の基盤となっている。（図5参照）

MediaTekなどに代表される台湾のIC設計産業の生産額は、米国に次ぐ世界第2位であるが、中国からの急速な追い上げを受けている。ロジックIC設計中心の産業構造と中国市場への高い依存度により、将来的には国際競争と市場依存の両面で課題に直面することが予想される。

他方で、台湾はTSMCやUMCを中心としたウエハファウンドリ事業を強みとし、世界の半導体ウエハ製造市場でトップの座を維持している。同様にASEを始めとして、世界の封止・検査業界においても首位の座に位置しており、AI需要に牽引され、先進封止の割合は年々上昇している。

このように、台湾の半導体サプライチェーンは、半導体製造工程の要点を押さえているところに強みがあるといえる。

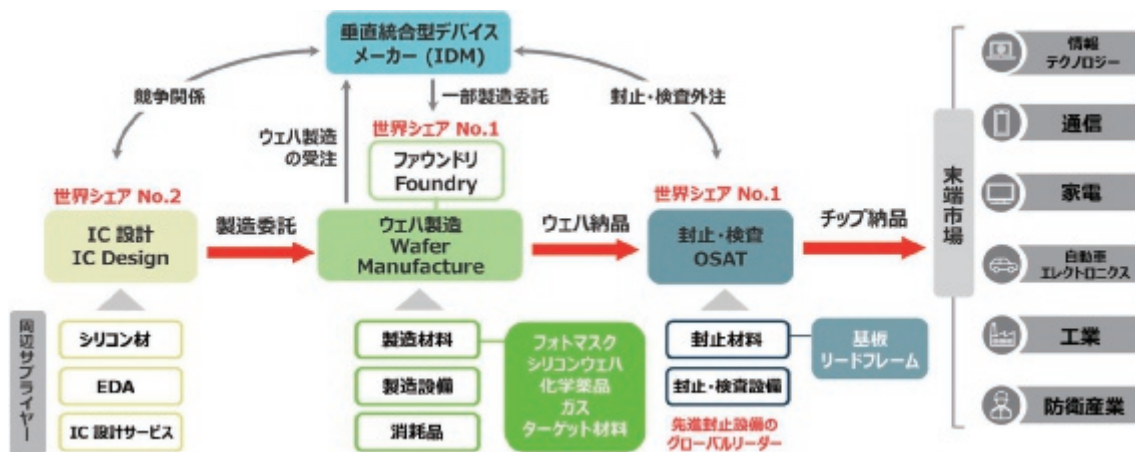


図5 台湾の半導体サプライチェーン

（出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月）

3-2. 台湾半導体産業をリードする主な企業① 日月光半導体製造 (ASE)

ASEは世界最大手の封止・検査企業である。2018年にASEと台湾の業界3位であったSPILとが合併し、現在のASEホールディングが設立されている。

売上の5割超が封止を中心とした半導体封止・検査事業、残りが電子機器受託製造サービス事業となっており、主な販売先は米国市場。特に、近年重要度が増している先進封止に関する売上高の割合は増加を続け、既に従来型封止の売上高を上回っている。先進封止の生産能力を拡大するために、ASEでは積極的な設備投資を行っている。

台湾内の生産拠点を見ると、ASEは高雄を拠点として生産設備を拡張している。またSPILは台湾の中部地域を重点拠点として設備投資を行っている。先進封止に関しては、TSMCとも緊密に連携しており、その生産能力拡大のため、高雄における新工場の建設も進められている。台湾外に関しては、アジアを中心に事業を展開している。日本や北米における事業の拡大は、今後の成長が期待される分野となっている。

ASEのサプライチェーンは、材料に関するサ

プライチェーンと、設備に関するサプライチェーンとに分類することができる。封止材料に関しては、最も大きな割合を占める基板の多くをグループ内企業から調達している。他方で、リードフレーム、ボンディングワイヤー、エポキシ樹脂などは、日本企業を中心に、台湾外の企業から調達している。設備は主に台湾企業から調達している。こうした台湾内から調達している部分に関しては、ASEの北九州への進出に際して、近隣にメンテナンス拠点等を構える可能性のある企業群と考えられる。(図6参照)

3-3. 台湾半導体産業をリードする主な企業② 台湾積體電路製造 (TSMC)

1987年に設立されたTSMCは、集積回路を製造することに特化した半導体ウエハファウンドリ企業として設立された。2024年の売上高は約14兆円(2兆8,943億TWD)にもなり、その売上の約9割がウエハ製造事業から生み出されている。出荷先別売上では米国が約7割を占めている。

TSMCは先端品だけを製造しているのではなく、成熟プロセスの生産も続けている。近年はAIや5G関連等の新興産業が急速に発展する中、

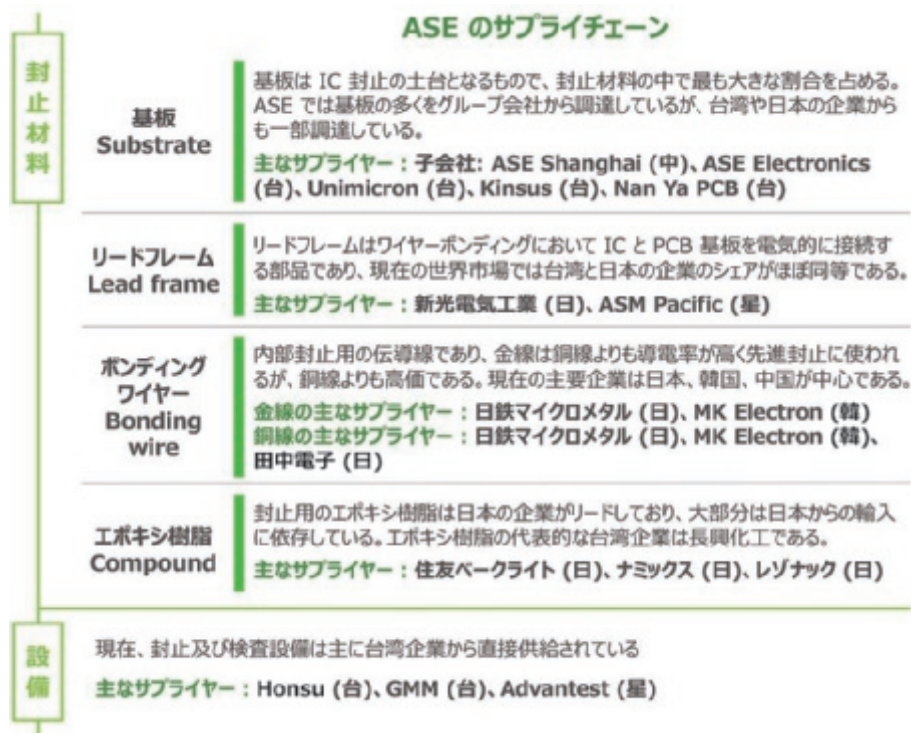


図6 ASEのサプライチェーン

(出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月)

海外大口顧客のハイパフォーマンスコンピューティングに対する需要が高まっていることもあり、成熟プロセスと比べて先進プロセスの売上高割合が増加してきている。TSMCは、先端半導体の製造技術を有しており、最先端技術となる、2ナノ（N2）プロセスが量産開始を間近に控えていると報道されている。次世代となる1.6ナノ（A1.6）プロセスの開発も始まっており、そのための裏面電源供給技術の開発等により半導体製造におけるTSMCの地位はさらに確固たるものになると言われている。さらに、研究開発は既に1.4ナノ（A1.4）プロセスへと進んでおり、TSMCには半導体の技術革新をリードし続けていくことが期待されている。TSMCは先進性を維持するため、他のグローバル企業を上回る設備投資を継続して実施している。2025年の設備投資額は過去最高に達する計画にあり、最先端の製造技術を有する企業として存在していくため、TSMCは大きな設備投資をし続けなければならない企業ともいえる。

台湾内の生産拠点については、生産能力を拡大し、より高度な製造技術の開発に注力している。日本（熊本）や米国（アリゾナ）への巨額の設備投資が話題になるものの、台湾を先端プロセスの研究開発における中核拠点とする位置付けに変化はない。台湾内で、先端プロセスと先進封止

（CoWoS）の生産能力強化を続けることで、顧客の最先端製品に対する需要に応えていくという方針にある。

台湾外の実験拠点については、欧州、米州、アジアにおける生産を拡大させている。日本に関しては、子会社であるJapan Advanced Semiconductor Manufacturing（以下JASM）の第一工場（熊本）が2024年12月から量産を開始している。また、今後の収益性に影響を与える可能性のある米国関税問題との関係上、注目度の高い米国に関しては、TSMC Arizona Corporationを設立し、すでにアリゾナの第一工場における量産が開始されている。

TSMCのサプライチェーンを見ると、前工程用の材料と設備は日米欧のサプライヤーが提供しているものが多い。他方で、台湾サプライヤーは消耗品及び後工程の封止設備の提供に強みがある。（図7参照）

3-4. TSMCサプライチェーン企業の海外展開可能性

TSMCのサプライチェーンに組み込まれている台湾企業は、TSMCの海外展開に伴って、これからも台湾外へと進出していく可能性があるのだろうか。台湾の半導体関連企業が日本へ進出していく可能性を検討することにも繋がるため、定量的な分析やヒアリングにより、その海外展開可



図7 TSMCのサプライチェーン
（出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月）

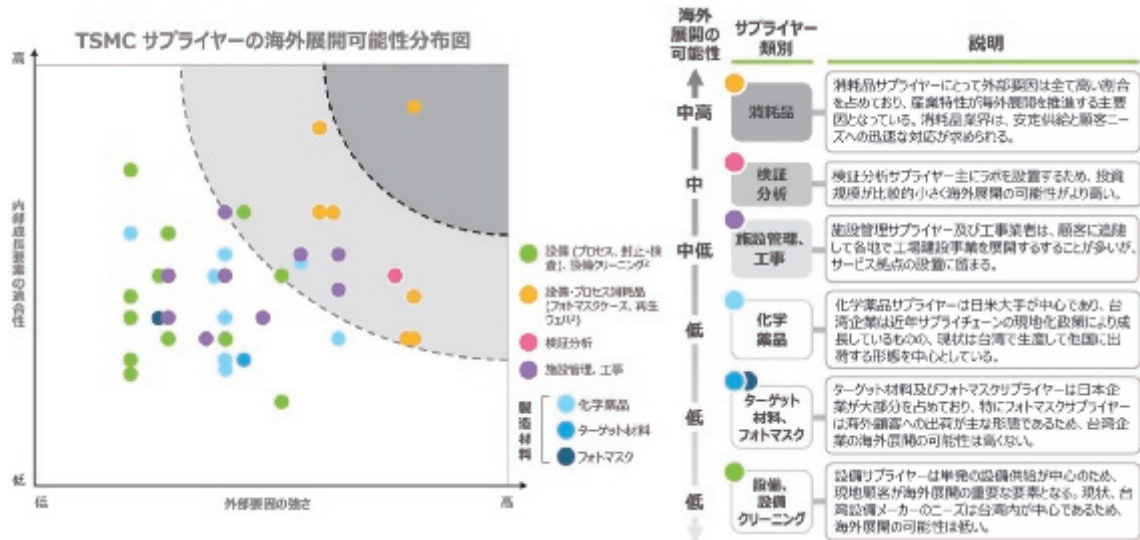


図8 TSMCサプライヤーの海外展開可能性

(出典：日本台湾交流協会「台湾半導体産業に関する調査」2025年3月)

性を分析した。(図8参照)

横軸（X軸）は外部要因の強さを示している。各サプライヤー企業にとって海外展開の必要性や海外展開を促す要因があるのかどうかを基準としている。具体的には、産業特性の違いや、TSMCとの緊密さなどから分析を行った。縦軸（Y軸）は内部要因の強さを示している。各サプライヤー企業が海外展開に適した内部成長要素を備えているかどうかを基準としている。具体的には海外顧客の割合、海外市場への投資状況、製品別売上構成比から分析を行った。以上の分類により、日本に工場を有していないTSMCサプライヤー企業の海外展開の可能性を分析した結果、消耗品サプライヤーの海外展開可能性が最も高く、次いで検証分析や施設管理のサプライヤーの海外展開可能性が高いと分析した。

JASMの熊本における第一工場の稼働開始までの時期に、すでに一部のTSMCサプライヤー企業は九州へと進出している。時期が遅れる可能性があるとの報道もあるが、JASM第2工場の建設については、2025年内の着工が予定されている。その量産開始時期をターゲットとして、今後も海外展開可能性が高いと分類されたTSMCサプライヤー企業が台湾から九州へと進出する可能性があるのではないだろうか。

4. おわりに

台湾と日本とは、行政の仕組みが違うこともあり、台湾のサイエンスパークと完全に同じ仕組みを日本に構築することは難しい。しかし台湾のサイエンスパークを例に、日本においても企業が事業に集中できるような周辺環境を提供することができれば、発展速度が早い半導体分野において、産業成長を強力に後押しすることに繋がると考えられる。

米国トランプ政権による相互関税措置は、台湾の半導体産業へも影響を与えるものと推測されており、台湾当局もこれに対応した産業支援策などを打ち出している。本稿を執筆している2025年9月時点においても、米国の関税政策の全貌が見えず、不確実性が生じているものの、半導体ユーザー産業である、AI、自動運転、スマートシティなど、応用分野の拡大により、世界の半導体市場は中長期的に成長トレンドが続くことが見込まれている。台湾においても、AI関連技術の発展やAIインフラ整備を促進する「AI十大建設計画」が公表されるなど、デジタル経済の規模拡大が期待されている。

TSMCの日本進出を契機として、半導体産業を核とした日本と台湾との連携が更に発展していく未来が期待される。

台湾の素晴らしい自然・文化資源を 知っていただくために

一般社団法人 台湾世界遺産登録応援会
代表理事 八田 修一

1. はじめに

「台湾に世界遺産がいくつあるかご存じでしょうか？」これは私が講演会やイベント等で最初に決まって投げかける質問だ。「ちなみに日本には昨年登録された佐渡島の金山を加えて26の世界遺産があるのですが・・・」と続けると、台湾をよくご存じの方が風光明媚な太魯閣峡谷や戦前日本が台湾を統治していた時代の文化遺産である阿里山森林鉄道などを挙げて数え出してくださる。しかし残念ながらいま台湾には、世界遺産が一つもない。

本稿は、一人でも多くの日本の皆様に、台湾にはたとえ世界遺産が一つなくても、世界遺産とするに相応しい価値を有するすばらしい自然や文化資源が沢山あることを知ってほしいと筆をとった。

2. 素晴らしい自然・文化資源の数々

台湾には世界遺産に匹敵するような素晴らしい自然・文化資源がたくさんあり、今世紀になって台湾政府はその保護・保全活動に乗り出した。台湾政府文化部文化資産局は2002年から検討を始め、2003年に12箇所、2009年に6箇所を世界遺産候補地として選定した。当会では候補地が有する「顕著な普遍的価値」を広く知っていただくことを活動の中心に据えているため、実際に足を運んで現地を確認することを重視している。また“学んで旅する 旅してまた学ぶ”をコンセプトとしているので、大学の先生や専門家の方々を招いて予備知識をインプットするセミナー“楽習会”を適時開催してきた。2018年から過去5回の訪

問ツアー“スタディツアー”を実施し計9箇所の候補地を訪問したので、訪れた台湾世界遺産候補地をここにご紹介する。

1) 澎湖諸島

(第一回スタディツアー、2018年9月)

私たちが初めて訪れたのは、台湾海峡の真ん中に位置する澎湖諸島だった。ここには二つの世界遺産候補地『①澎湖玄武岩自然保護区』、『②澎湖石滬群』がある。馬公市のある澎湖本島は台北松山空港から飛行機で一時間弱のところにある。澎湖諸島はおよそ800万年前から1100万年前に、地球内の沈み込んだプレート（スラブ）で滞留しているスラブが上昇し、上部のマントルと反応してマグマができて盛り上がったものと考えられている。高い山がなく島全体は低い丘状の形状をしており、年中強い風にさらされている土地だが、いたるところに玄武岩の柱状節理（ちゅうじょうせつり）が露出して間近で観察することができる。

柱状節理は玄武岩や安山岩などで、マグマが冷えて固まる際に収縮して主に六角形の柱状の割れ目ができ、蜂の巣に似た形を示した岩石の柱が集まったもの。私たちは“楽習会”に、日本地質学会からご推薦いただいた新潟大学の藤林紀枝教授をお招きしてその生成メカニズムや世界中で見られる地域のことなどを教えていただいた。日本では、兵庫県豊岡の“玄武洞公園”や福井県の東尋坊、宮崎県の高千穂峡など多くの地域で見ることができる。また現地澎湖島では、島の北部にある「小門地質博物館」を訪ね、顔一勤教授からさらに詳しい説明をお聞きした。

次に澎湖島北西部の赤崁碼頭港から船で吉貝島

へ渡り、「石滬文化館」で澎湖科技大学の李明儒先生の説明の後、澎湖石滬群を見学した。「石滬(せきし)」といえば、七美島の「雙心石滬」が有名だが、石滬は干満差の大きい遠浅の海岸部に馬蹄型や半円形に珊瑚や玄武岩を積み上げた受身型の大型漁具で、満潮時に入ってきた魚が潮がひいて出られなくなりこれを網ですくうという伝統的漁法だ。石滬を造るには石を運んできて海に積み上げるため大変手間がかかるため、最盛期には600以上あったが現在では550くらいに減ってしまい、その保護保全が叫ばれている。

澎湖島は二カ所の候補地以外にも、「二崁聚落保存区」、「西台古堡」、保安宮にある樹齢377年のガジュマル「通梁大榕樹」など見どころ満載だった。しかし残念ながら写真でも文字でもお伝え出来ないのは、澎湖島の“風”。強く吹き続けて吹き止むことのないあの風は、やはり現地で体感していただくほかない。



澎湖島・柱状節理

2) 屏東排湾(パイワン)族の石板屋集落

(第二回スタディツアー、2019年10月)

台湾の持つ「人類共通の普遍遺産」を世界の人々と共有するために選んだ次の世界遺産候補地は、『**屏東排湾(パイワン)族の石板屋集落**』。近年台湾でも最も注目度の高い最南端の屏東県には、パイワン族とルカイ族の伝統家屋「石板屋」がある。石板屋とは、天然の岩石から薄く板状に岩を切り出した素材で屋根を葺いた建物をいう。高雄からバスで春日郷入口へ、ここで四輪駆動ワゴン車に乗り換えて未舗装の山道を1時間ほど走って

ようやく「老七佳のパイワン族石板屋集落」に到着した。ここで老七佳聚落文化協会の郭東雄理事長から、50軒ほどの石板屋が立ち並ぶ村の配置から室内の様子まで詳しくご説明いただいた。入村にあたっては人数制限(1日50人まで)がある食事つき学習ツアーに参加できたことも大きな喜びだった。



排湾族の石板屋家屋



石板屋家屋入口の魔除け

屏東県には太平洋戦争前の日本統治時代に、台湾製糖の水利土木技師として渡台した鳥居信平氏が建設した「二峰圳」と呼ばれる地下ダムがある。途中、林後四林平地森林公園には地下ダムの構造を地上で再現した実物大のモデルがあり、鳥居信平氏の研究者として知られる国立屏東科技大学の

丁澈士教授と、鳥居信平氏の孫で会員でもある鳥居徹東京大学教授から詳しい説明がなされ、地下ダムの構造をよく理解した上で現地「二峰圳」と「力力溪」を見学した。

この他屏東県は日台近代史の原点である「牡丹社事件」の舞台でもあるので関連施設等を巡り、最後に屏東県副知事を表敬訪問した。

3) 阿里山森林鉄道、淡水紅毛城及び周辺の歴史建築群

(第三回スタディツアー、2023年7月)

2023年は当会が発足して10年目にあたり、コロナ禍で訪台できなかった三年間を取り戻すため、スタディツアーを7月と11月に2回実施した。7月は、常に会員アンケートで人気のあった『④阿里山森林鉄道』と、台北から至近の『⑤淡水紅毛城及び周辺の歴史建築群』を訪問した。

阿里山へは高鐵嘉義駅からバスで濃霧の山道を約4時間かけて到着。阿里山は台湾中南部玉山山脈西方の18座の高山から形成される一帯の総称で、「ひとつの山」ではない。最高峰は標高2663mの大塔山で、祝山の見晴台や小笠原山の展望台から日の出を望むことができる。

日本統治時代、この一帯の大森林からヒノキを日本へ大量に輸送するために敷設されたのが阿里山森林鉄道だった。その三重ループ線や連続スイッチバックなどは、既に世界遺産となっている山岳鉄道と比べても決して劣っていない、むしろ勝っていると思われる。残念ながら2009年8月の台風により全線多大な損害が発生し、訪問時は十字路駅から神木駅が不通となっていたが、昨年7月に全線開通した。

もともと阿里山の世界遺産推薦理由はこの「阿里山森林鉄道」だけだったが、阿里山世界遺産協会の郭盈良理事長は、対象は鉄道だけではなくこの地区の「林業文化景観」全体として評価すべきだと訴えている。スタディツアー初日、阿里山生態館でこの阿里山世界遺産協会との交流楽習会を開いたところ、彼らは阿里山のヒノキが生い茂る「檜林区」、それを鉄道で運搬した「鉄道区」、そして木材として加工した嘉義市の「産業区」の3つに大別し、ヒノキが林業として活用されるまで

の一連の流れを「文化的景観」として推し進めたいとしていた。阿里山世界遺産協会は国際ICOMOSに入会しており、世界遺産についてはかなり勉強されていると感じた。

当会の10周年記念事業は「千年未来阿里山神木植樹活動」と銘打ち、千年後の未来に阿里山の神木となることを願い小笠原山と祝山の間あたりから入った山の急斜面に、台湾ヒノキ、ベニヒノキの苗木を植樹した。



ヒノキ苗木の植樹式

加えて日台双方で寄付を募り、翌年6月に農林部林業及自然保育署・嘉義分署へ寄付金を届けた。また阿里山鉄道沼平駅では、日本人陶芸作家大久保真理子さんによる「大切なもの」と題した、老木の木肌から美しい妖精が大切な何かをもっている姿が浮かび上がるモチーフの記念碑除幕式にも参加した。

淡水へは台北からMRT淡水駅へ約40分、バスに乗って10分余りで紅毛城に着き、張建隆先生から解説を受けながら施設内を見学した。淡水は台湾の北西部に位置し、麗しの島フォルモサの中でも古くからの要衝地として知られている。紅毛城は1628年にスペイン人が建設、スペイン人の勢力後退後はオランダ人によって1644年に再建された。入口の南門は1724年に外壁部を増築した際のもので唯一現存していて筑後300年を経過しているという。その後イギリスによって淡水税関が設置され、日清戦争後は下関条約によって日本の統治下におかれるという数奇な運命をたどった。1872年カナダ人のマッケイ（馬偕博士）が布教

活動を始め、西洋式の病院や学校・オックスフォードカレッジ（牛津学堂）を建設した。見学後、交流会で淡江大学の学生の一人が「若い人たちは世界遺産についてほとんど知らないし関心もない」と話したが、台湾の世界遺産登録に向けた活動が台湾内ではまだ社会的関心事にはなっていない現状を実感することとなった。当会の使命は「候補地の価値を世界に広めること」だが、まず台湾内で世界遺産の意味や重要性を広めること、そんな後方支援から当会は応援していきたいと思う。



紅毛城



淡水・清朝英国領事官邸

4) 太魯閣国家公園、卑南遺跡及び都蘭山

（第四回スタディツアー、2023年11月）

この年2回目のスタディツアーは初めての東台湾、世界遺産候補地としても観光地としても名高い花蓮の『⑥太魯閣国家公園』と、古代の台湾を体験学習できる台東の『⑦卑南遺跡及び都蘭山』を訪れた。

台北駅から最新型の自強号特急列車で花蓮へ入った。バスで吉野の日本人村へ向かい吉安慶修

院を参観、吉安好客芸術村（旧・吉野神社）では地元の方から大歓迎を受けた。太魯閣管理处・ビジネスセンターでは花蓮県観光局の二名のベテラン日本語ガイドと落ち合い、映像と展示資料で太魯閣が何かをまず学んだ。



太魯閣峡谷

太魯閣渓谷は厚さ1000m以上、距離にして10km以上に及ぶ大理石の岩層が分布して、石灰岩の生成と大理石の形成過程から台湾最古の地質を見ることができる。フィリピン海プレートとユーラシアプレートが衝突し地殻が常に上昇しており、同時に立霧溪の流れによって常に浸食されているため雄大で特殊な地形が形作られている。さらに海拔の高低差が大きく高山で周囲から隔離された環境のため、ここには珍しく特徴のある植物が生息して極めて多様な動植物を育んでいるという。

昨年4月3日に花蓮を襲った大地震（マグニチュード7.7、最大震度6弱）は記憶に新しいが、この地震では18名の方が亡くなりうち3名が太魯閣峡谷の観光客だった。現在太魯閣国立公園への立ち入りは全面的に禁止されている。訪問した吉安慶修院も大きな被害があり、後日当会からお見舞金をお渡しさせていただいた。

花蓮から台東へはバスで移動し、まず2001年に開館した国立台湾史前文化博物館を参観した。台湾の自然史、先史時代、先住民文化を展示しており、総合的に理解できた。1980年南回り線台東新駅の後方を工事中に地下から墓石棺群数千体が発見された。台湾政府はここを保全することを決め、国立博物館も設立した。また卑南遺跡展示館、

遺址公園、遺跡発掘現場を専門の解説員にお願いして見学したが、台湾にどのように人類が渡ってきたのかという考察だけでなく、広くオーストロネシア（南方語）族の分布についても説明があり、考古学ファンには必見の世界遺産候補地だった。

5) 桃園台地の埤塘、烏山頭ダム及び嘉南大圳(大用水路)

(第五回スタディツアー、2024年9月)

今回は私の祖父、八田與一が関わった二つの候補地と台湾南部を中心に巡った。飛行機で桃園空港に近づくと眼下に緑の田畑が広がり、所々たくさんの溜池が太陽に照らされて光っているのをご覧になったことはありませんか？これが「⑧桃園台地の埤塘」で、祖父は測量と調査を担当した。桃園空港到着後空港内会議室で、林煒舒先生（1911年の台北洪水に始まる台湾の治水活動を深く分析した「1911、台北全滅」の著者）からお話を伺った。はじめ桃園埤塘は溜池を水路でつないで連動させたもの程度にしか理解していなかったが、桃園埤塘、日月潭、台南の山上水道、そして嘉南大圳が一連の台湾全土の水利政策であることを学んだ。講義後、最寄りの埤塘「青塘園」を見学した。1962年石門ダム完成後、埤塘は本来の灌漑目的は薄れたものの、美しい公園となり街の憩いの場にもなっている。

桃園から台湾高鐵（新幹線）で台南へ、そして「⑨烏山頭ダム及び嘉南大圳（大用水路）」へ向かった。祖父は、この灌漑施設建設地の調査・設計そして工事などすべてを担い、10年の歳月を費やして1930年に完成させた。現地では施設を管理する農業部農田水利署嘉南管理处の皆さん、また台湾に30年近く住んでおられる徳光重人氏（北投温泉旅館台湾加賀屋の元総経理。財団法人八田與一文化藝術基金会副執行長）から詳しいご説明をいただいた。烏山頭ダムは、堰堤高56m・長さ1273m・底部幅303m、有効総貯水量1億5000万トンで、1936年にアメリカのフーバーダムができるまでは世界最大の規模だった。堰堤はコンクリート使用を抑えて大部分を粘土・シルト・砂・小石・栗石等の自然の土砂を水圧で固めて作った（セミ・ハイドロリック・フィル工法）。また嘉南大圳の用水

路総延長は1万6000kmに及び、灌漑面積は15万ヘクタールを覆った。当時、嘉南平原は洪水・干ばつ・塩害の三重苦にあえぐ不毛の土地だったがこれによって農業用水を行きわたらせた。(株)大成建設が製作したビデオ「民衆のために生きた土木技術者たち」(2005年)には、「與一の視線の先は、常にそこに住む人々の生活があった。與一は、彼らをせめて人並みの暮らしに引き上げたかったのである」と祖父の願いを表していただいた。

候補地以外では、與一の恩師である濱野弥四郎氏が建設した台南山上水道（台南山上花園水道博物館）、安平古堡ゼーランジャ城、王育徳の記念館、飛虎將軍廟、林百貨店などへも参観した。台風接近のため今回は訪問を見送ったが、赤崁楼、孔子廟、湯徳章紀年公園など古都台南には数多くの名所旧跡がある。



嘉南平原と灌漑用水路 (photo: 陳敏明)

6) 棲蘭山ヒノキ林、大屯山火山群

(第六回スタディツアー、2025年11月)

今年のツアー訪問予定地についてご紹介させていただく。今秋訪問を予定しているのは、「⑩棲蘭山ヒノキ林」と「⑪大屯山火山群」。

棲蘭山檜林は、宜蘭県・桃園県など4県にまたがる地域で、棲蘭山は標高1200~2000mに至る全景10万ヘクタールに達する。本年5月の“楽習会”に森林総合研究所林木育種センターの専門家をお招きして事前に学んだ。世界には7種類のヒノキが分布しているが、台湾には台湾ヒノキと台湾紅ヒノキの2種類が自生しており、特に台湾

ヒノキの材質は抜群に良く多くの巨木「神木」が伐採されたという。1970年から胸高直径1 m以上の天然林伐採を退役軍人の団体に委託して行ったが、1992年に台湾政府は天然林の伐採を一切禁止して現在ではその保護に努めているという。



棲蘭山 ヒノキの巨木

台湾三番目の国家公園である「陽明山国家公園」は、台北北西部に連なる大屯山や七星山の総称で、陽明山という名の山があるわけではない。大屯山火山群の噴火記録はないが、最後の噴火が5000年前の可能性があると報告があり、活火山だ

ともいえる。ここには多くの温泉があるので訪問宿泊を楽しみにしている。

3. 終わりに

当会は2013年8月に「一般社団法人 日本から台湾の世界遺産登録を応援する会」として設立され、5年目の2018年4月に名称を現在の「一般社団法人 台湾世界遺産登録応援会」へ変更した。同時に、台湾へ移住した辛正仁初代代表の後を平野久美子第二代代表が受け継いで当会の活動を活性化してきた。私たちが感じていることは「台湾の世界遺産候補地は台湾人だけのものではない、人類全体の宝なのだ。今は出来ることから粛々と進めなければいけない。」これが私たちの出発点だ。初心に戻ってこの活動を続けていきたいと思う。

台湾世界遺産18の候補地にはまだ私たちが訪れていない、この紙面でもご紹介ができていない候補地がたくさん残っている。今後の当会の活動に皆様のご理解、ご協力を切に願う。

※写真提供：台湾世界遺産登録応援会

令和7年春の外国人叙勲における台湾の受章者

4月29日、日本政府は令和7年春の外国人叙勲受章者を発表しました。その中で、下記のとおり、台湾から2名の方が日台間の友好関係の増進に顕著な功績があったとして受章されました。

日本台湾交流協会としても日台関係の発展のために長年にわたり献身的なご尽力をされてこられた受章者のご貢献に衷心の敬意と謝意を表します。

張昌彦氏

勲章：旭日双光章

主要経歴：日本映画評論家・翻訳家

功績概要：台湾における日本文化の紹介及び日本・台湾間の友好親善に寄与

受章者のことば

片山代表、ならびにご来賓の皆様、こんにちは。
私は張昌彦と申します。今年84歳になります。
今日は当時映画界で共に働いた仲間たちや教え子たち、そして家族がこの場にお越しくださり、大変うれしく思います。ありがとうございます。

本日は、私にとって非常に名誉ある日です。代表から旭日双光章を賜り、その光栄に胸がいっぱいです。私の映画人生において、今日ここにいる皆様は皆、欠くことのできない存在です。皆様と人生のさまざまな場面をともにしてこられたからこそ、今この場に立っていただけるのだと思います。

私は人生を通じて日本と深い縁をいただきました。黒澤明監督の「赤ひげ」が、私が映画の世界へ踏み出すきっかけとなりました。大学卒業後、私は日本・早稲田大学文学研究科に進学し、視野を大きく広げる機会を得ました。多くの映画を観、今も映画界で活躍している多くの友人と出会い、映画の「養分」を分けていただきました。

1979年に台湾へ戻った後は、評論執筆に加えて映画脚本の教育にも携わってきました。中国文化大学、輔仁大学、世新大学、台湾芸術大学などで教壇に立ちましたが、今日も教え子たちが参列

してくれているようで嬉しい限りです。教職生活では黒澤明監督に加えて、小津安二郎、成瀬巳喜男、木下恵介など日本の著名な監督の作品を授業に取り入れ、多くの学生に紹介してきました。60歳まで専任講師として教え、その後退職しました。

また、現在の「国家電影及視聽文化センター」とも深い縁があります。私が台湾に戻った当初「電影図書館」と呼ばれていたこの施設は、設立して間もなく、私はそこで多くの日本映画を「鑑賞し」「紹介し」、台湾での上映に向けて推薦し、国際映画祭を企画する機会を得ていました。

台湾で日本映画の上映が禁止されていた時代から解禁に至るまで、その間の台湾と日本の交流において、私は幸運にもその現場に身を置くことができました。

1989年、偶然にも「台聯」映画会社の方と知り合い、台湾語映画フィルムの現存を知った私は、すぐに電影図書館に報告しました。それを起点に台湾語映画の整理作業に着手し、評論家の李幼新さんとともに同年の金馬国際映画祭で台湾語映画の特集を企画しました。その後も、台湾語映画の整理・普及活動を通じて、日本映画との関係について研究し、日本側に台湾独自の映画文化を紹介しました。

その後、電影図書館が電影資料館となり、私は黄建業氏や李道明氏らとともに研究プロジェクトを推進しました。

さらに、2003年の台北映画祭で京都を取り上げたり、文化・映画関係の仲間たちと共に日本の

山形国際ドキュメンタリー映画祭に学びに行き、これが契機となって台湾国際ドキュメンタリー映画双年展が誕生しました。

私が台湾と日本の文化交流に貢献できているとすれば、まさにこれら一つ一つの小さな仕事に現れていると思います。

このたび、日本政府からこのような荣誉ある賞を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。これまで私を支えてくださった皆様に、改めて厚く御礼申し上げます。ご列席の皆様に、心から感謝申し上げ、結びのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



邱美富氏

勲 章：瑞宝双光章

主要経歴：元（公財）日本台湾交流協会高雄事務所現地職員

功績概要：（公財）日本台湾交流協会在外事務所活動に寄与

受章者のことば

奥所長、並びにご来賓の皆さま、こんばんは。

この度、日本政府よりこの上ない名誉を賜り、またこのように盛大な叙勲式を催していただき、心より感謝申し上げます。

また、ここにお集まりくださった友人の皆さまと共に、この荣誉を共に見届けることができ大変嬉しく思います。

特に、奥所長をはじめ、関係者の皆さまが式典のために多大なご尽力とお時間を割いてくださったことに、改めて厚く御礼申し上げます。

私は1980年4月に交流協会に入り、2024年11月30日に退職いたしました。この44年7か月という年月は、私の人生のほぼ半分にあたります。日本台湾交流協会は、単なる職場であるだけでなく、私の人生における大きな道しるべでもありました。

在職中は、自らの仕事への熱意や真面目な姿勢に加え、歴代上司の信頼や寛容、先輩方の懇切丁寧な指導、そして同僚との緊密な協力と助け合いに支えられてきました。そうした一つひとつが私の心に深く刻まれ、安定して継続的な業務の中で成長する力となりました。

また、在職中に、私は昭和・平成・令和という三つの時代を経験し、日台間の交流が困難な状況から、より緊密で友好的な関係へと発展していく様子を目の当たりにしました。これはひとえに歴代所長や幹部の皆さまのご尽力の賜物であり、その成果が今日に結実しているものと存じます。

いまこの時に、叙勲という荣誉を頂戴し、感謝の思いは言葉に尽くせません。ただただ「感謝」の一言に尽きます。

最後に、日台関係および日台間の交流が今後ますます緊密で友好的に発展していくことを心より祈念するとともに、皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。本日は誠にありがとうございました。



日本台湾交流協会事業月間報告

8月	内容	場所
2日	2025 年バシー海峡戦没者慰霊祭（バシー海峡戦没者を偲ぶ夕べ）（名義）	高雄市（海宝軒高雄会館）
2日	国立音楽大学オーケストラ×ナショナル・シンフォニー・ユース・オーケストラ（台湾・國家青年交響樂團）ジョイントコンサート（名義）	東京都（国立音楽大学 講堂大ホール）
2～17日	国際交流基金海外巡回展「焼締」（共催）	高雄市（高雄市立文化中心）
2日	台湾高校生日本留学事業・第9期事前説明会（主催）	台北市（当協会文化ホール）
2日	2025 《いちばんすきな花》国際交流芸術展台中展（名義）	台中市（Smohouse 好睐空間）
3日	2025 年バシー海峡戦没者慰霊祭（慰霊祭）（名義）	屏東県（潮音寺）
5日	邦人留学生向け安全対策セミナー	オンライン（台湾大学）
5日	日本語専門家派遣事業（主催）	高雄市（牧愛生命協会）
5日	専門家派遣事業・浴衣と盆踊り体験（招へい・派遣事業）	新北市（福和中学校）
6日	日本映画「バカ塗りの娘」上映会（主催）	高雄市（当協会日本文化センター）
7日	114 年度高級中等学校第二外国語教育推進計画 日本語教育ワークショップ（招へい・派遣事業）	台北市（中国文化大学大新館）
9日	茶道講座（共催）	高雄市（高雄市立文化中心）
12日	日本映画「バカ塗りの娘」上映会（主催）	高雄市（当協会日本文化センター）
13日	台中領事出張サービス	台中市
15日	臺灣口琴音楽節（名義）	新竹市（國立陽明交通大學）
16日	日本留学展（台湾・桃園市）2025（名義）	桃園市（世貿財星廣場）
17日	日本留学展（台湾・高雄市）2025（名義）	高雄市（高雄商旅）
17日～21日	台湾高校生日本留学事業第9期 来日研修（主催）	東京都（当協会東京本部）
20日	日本語サロン＆日本語の教え方講座（主催）	高雄市（当協会日本文化センター）
21日	領事出張サービス	台南市
21日	2025 年第 18 回加計学園杯日本語弁論大会台湾予選決勝（名義）	台北市（犇亞會議中心 2 樓）
22日	台南市・本庄市友好交流協定締結記念事業 映画「共鳴する魂 塙保己一伝」上映イベント（名義）	台南市（台南市立図書館新総館）
23日、24日	2025 年度第3回日本語教育研修会（主催）	台中市（中山医学大学）
30日	文化講座「日本の妖怪文化」（主催）	台北市（当協会文化ホール）
7月26日～8月17日	第7回アーティスト・イン・レジデンス大田原 2025（公開制作）（名義）	栃木県（大田原市芸術文化研究所）

文化講座「日本の妖怪文化」（主催）

8月30日（土）、当協会台北事務所にて、文化講座「日本の妖怪文化」が開講され、合計で112名の方にご参加いただきました。日本妖怪学の権威である、国際日本文化研究センター名誉教授・小松和彦先生をお招きし、午前の講座では妖怪漫画の巨匠・水木しげるが描いた独特な妖怪の世界を、午後の講座では日本の妖怪文化の形成と変遷を、歴史的な文脈・学術研究・アニメ等、多様な視点からご講演いただきました。

参加者からは、「日本文化における汎霊論を学び、様々な妖怪の存在を想像することができて本当に面白かった」、「日本の妖怪文化は長い時間をかけて蓄積されたものであり、実に豊かな文化財であることに驚きました」等の感想が寄せられました。

当協会では、今後も日本と台湾の文化交流を推進する活動を続けてまいります。



目次

台湾における選挙費用の公的助成

―候補者への助成はなぜ、どのように実現したのか―

松本充豊 1

日本との比較で学ぶ台湾入門（9）

女性の政治参画とジェンダーギャップ1

陳建仁、北村亘 8

サイエンスパークを核とした台湾半導体産業の発展と日本への示唆

後藤明 13

台湾の素晴らしい自然・文化資源を知っていただくために

八田修一 20

令和7年春の外国人叙勲における台湾の受章者 26

日本台湾交流協会事業月間報告（8月実施分） 28

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

日本台湾交流協会について

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員も多くも国等からの出向者が勤めています。

表紙写真

8月17日（日）、台湾高校生日本留学事業第9期生13名が来日し、20日（水）までの4日間、当協会東京本部にて来日研修を行いました。研修期間中は、留学生活に関する講義や防犯講習等を受講したほか、駐日台北経済文化代表事務所への表敬訪問を行いました。

研修終了後、21日（木）に各受入校の関係者と留学生の顔合わせ（対面式）を行い、それぞれの留学先に向けて元気に出発しました。これから11ヶ月間、日本の高校生と交流を深め、各自が立てた目標の達成に向けて一生懸命取り組んでくれることを期待しています。

維持会員制度について

公益財団法人である当協会では、事業に要する資金の一部を民間資金により補っております。このため設立当初より「維持会員」制度を設け、台湾へ進出して現地の工場、営業所または出張所に駐在員を派遣している企業、台湾と取引関係を有する企業、のほか台湾に関心を有する企業、団体等にご加入のご協力をお願いしております。

加入いただきました会員の皆様には、台湾の経済開発、市場動向等についての最新情報を提供するため、当協会の会報「交流」（最新台湾経済等の情報、月1回発行）のほか、「台湾の経済DATABOOK」等の各種刊行物、資料を発行・送付しております。また、会員の皆様向けに当協会台北事務所長による台湾情勢に関する「維持会員報告会」を東京において年1回無料で開催している他、「台湾情勢セミナー」を年間数回無料で開催しております。さらに、貿易投資アドバイザーによる相談窓口も設けております。

【維持会員の特典】

- 各種刊行物、資料の提供
以下の出版物等を随時提供いたします。
・台湾情報誌「交流」（月1回発行）
・台湾の経済DATA BOOK（年1回）
・委託調査（毎年テーマを選定して調査を実施し、報告書として取りまとめたもの）
・その他知財等の調査資料
- 台湾情勢に関する維持会員報告会御出席
台北事務所長が台湾情勢について報告いたします。
- 台湾情勢セミナー御出席
台湾の経済産業界の方々を講師として年に数回開催いたします。
- 貿易相談窓口のご利用
貿易投資アドバイザーによる相談窓口を設けております。本制度に関するご照会、加入お申込みについては「公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 総務部 庶務室」までご連絡ください。

維持会費 1口につき年間12万円

交流 2025年9月 vol.1014

2025年9月25日 発行

編集・発行人：花木 出

発行所：郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部

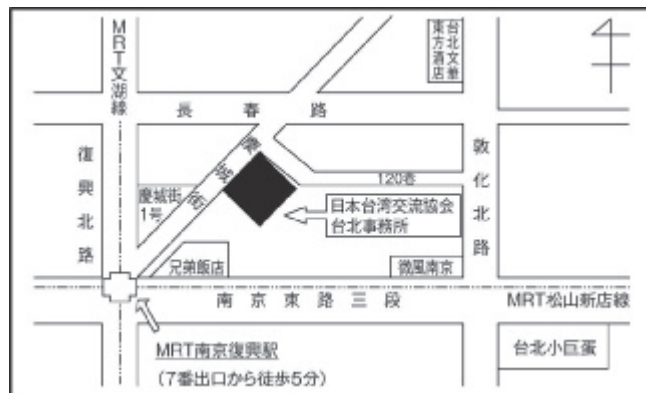
電話 (03) 5573-2600

FAX (03) 5573-2601

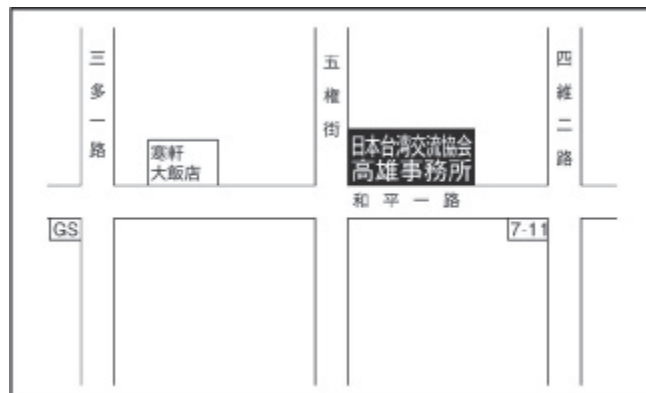
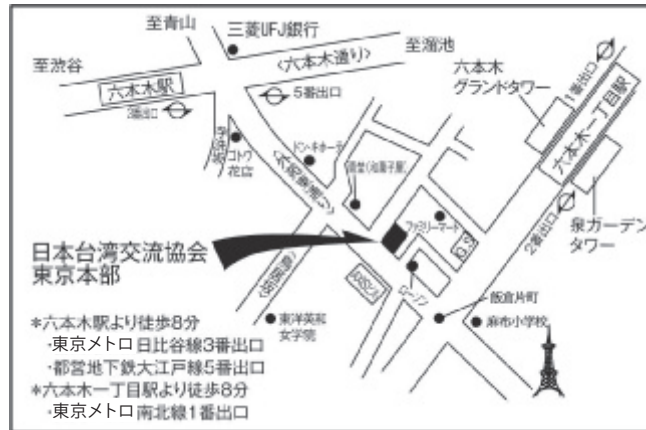
URL <http://www.koryu.or.jp>（三事務所共通）

表紙デザイン：文唱堂印刷株式会社

印刷所：株式会社丸井工文社



台北事務所：
台北市松山区慶城街28號 通泰大樓
Tong Tai Plaza., No.28, Qingcheng St., Songshan Dist., Taipei City
電話 (886) 2-2713-8000
FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所：
高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓・10樓
9F/10F., No.87, Heping 1st. Rd., Lingya Dist., kaohsiung City
電話 (886) 7-771-4008 (代)
FAX (886) 2-771-2734

ISSN 0289-9191



交流 Vol.1014 2025年9月号

2025年9月25日発行(毎月1回25日発行) 公益財団法人 日本台湾交流協会